第 3 章　地域特性に関する情報

準対象事業実施区域及びその周囲の地域特性を把握するため、環境影響評価を実施するに当たり必要と考えられる範囲を対象に、入手可能な最新の文献その他の資料に基づき地域の自然的状況及び社会的状況を整理した。

3.1　自然的状況

3.1.1　大気環境の状況

準対象事業実施区域周囲の大気環境に係る既存資料の調査地点は表 3.1.1-1～2、及び図 3.1.1-1 に示すとおりである。

表 3.1.1-1　気象観測所

観測所名	所在地	緯度経度	観測所の高さ（海面上）	風向・風速計の高さ（地上）	観測種目				
					気温	風	雨量	積雪	日照
亀山地域気象観測所	亀山市椿世町	緯度　34° 52.2′ 経度 136° 27.2′	70m	－	○	○	○	－	○

注　：「○」観測が行われていること、「－」は観測が行われていないことを示す。
出典：三重県の観測所配置図(津地方気象台ホームページ、閲覧：令和 2 年 7 月)

表 3.1.1-2　大気測定局の概要及び測定項目（平成 30 年度）

区分	測定局	設置場所	用途地域	二酸化いおう（SO_2）	二酸化窒素（NO_2）	光化学ｵｷｼﾀﾞﾝﾄ（O_x）	浮遊粒子状物質（SPM）	微小粒子状物質（PM2.5）
一般局	鈴鹿算所保育所	鈴鹿市算所 5-17-1	住	○	○	○	○	○
	亀山みなみ保育園	亀山市天神 3-2-23	住	(※1)	○	○	○	○
自排局	国道 23 号鈴鹿	鈴鹿市白子駅前 6-33	住	－	○	－	○	○
	国道 25 号亀山	亀山市太岡寺町 1310	未	－	○	－	○	－

注１：「○」は測定が行われていること、「－」は行われていないことを示す。
注２：用途地域については以下のとおりである。
住:「都市計画法」(昭和 43 年法律第 100 号)第 8 条第 1 項第 1 号の用途地域のうち、「第 1 種低層住居専用地域」、「第 2 種低層住居専用地域」、「第 1 種中高層住居専用地域」、「第 2 種中高層住居専用地域」、「第 1 種住居地域」、「第 2 種住居地域」及び「準住居地域」
未:「都市計画法」(昭和 43 年法律第 100 号)第 8 条第 1 項第 1 号、第 7 号及び第 9 号のいずれにも該当しない地域
※１：「亀山みなみ保育園」における測定のうち、「二酸化いおう」の測定は、平成 28 年度まで実施されている。
出典：令和元年版　環境白書(三重県)

図 3.1.1-1　気象等既存資料調査地点

(1)　気象の状況

準対象事業実施区域の最寄りの気象観測所である亀山地域気象観測所における平年値及び令和元年度の気象概況は表 3.1.1-3 に、令和元年度の風向頻度及び風向別平均風速は表 3.1.1-4 に、風配図は図 3.1.1-2 に示すとおりである。令和元年度の年平均気温は 16.1℃、年間降水量は 1,999.0㎜、年平均風速は 2.3m/s、日照時間は 2,026.2h であった。また、令和元年度の風向出現頻度は、春季、秋季、冬季は西及び西北西が高く、夏季は主に東南東が高い結果であった。年間の頻度は西北西が最も高く 21.4%、次いで西の 18.4%であった。

表 3.1.1-3(1)　亀山地域気象観測所の気象概況（平年値）

項　目	年	1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月
平均気温(℃)	14.7	4.0	4.4	7.5	13.1	17.5	21.3	25.2	26.3	22.7	16.9	11.4	6.5
日最高気温(℃)	19.7	8.5	9.1	12.7	18.6	22.8	25.9	29.8	31.3	27.4	21.9	16.5	11.3
日最低気温(℃)	10.4	-0.1	0.1	2.8	7.9	12.6	17.3	21.6	22.6	18.9	12.4	6.6	2.0
平均風速(m/s)	2.0	2.5	2.6	2.5	2.3	2.0	1.7	1.6	1.7	1.7	1.8	1.9	2.3
最多風向	西北西	西北西	西北西	西北西	西北西	西北西	西北西	西北西	東南東	西北西	西北西	西北西	西北西
日照時間(時間)	1966.3	138.1	141.0	171.6	195.1	190.9	151.7	167.1	195.8	153.3	161.6	153.9	153.7
降水量(㎜)	1831.3	52.2	71.6	128.7	153.6	217.5	165.4	226.1	181.4	258.4	145.0	82.1	49.4

注　：平年値は 1981～2010 年の 30 年間の観測値をもとに算出した。ただし、日照時間は 1987～2010 年の 24 年間の値をもとに算出した。
出典：気象統計情報 平年値(気象庁ホームページ、閲覧：令和 2 年 7 月)

表 3.1.1-3(2)　亀山地域気象観測所の気象概況（令和元年度）

月	降水量				気　温					風向・風速(m/s)					日照時間(h)
	合計	日最大	最大		平均			最高	最低	平均風速	最大風速		最大瞬間風速		
			1 時間	10 分間	日平均	日最高	日最低				風速	風向	風速	風向	
4	155.5	63.0	9.0	2.5	12.9	18.7	7.6	26.1	-0.6	2.7	9.0	北西	19.1	北北西	205.9
5	110.5	48.5	12.0	3.0	18.7	24.8	12.6	31.6	4.9	2.4	9.2	北西	16.4	西	247.2
6	253.0	51.5	33.5	16.5	21.7	26.3	17.4	31.5	13.7	2.0	9.7	北西	18.7	北西	158.1
7	443.5	72.5	38.0	13.0	24.8	28.4	22.0	36.1	18.2	1.8	7.1	東	13.2	東南東	97.9
8	212.5	47.0	22.0	11.0	27.4	31.8	24.0	36.2	19.5	2.2	11.1	東南東	20.6	東南東	197.3
9	165.0	45.5	30.5	12.0	24.8	29.3	21.2	35.6	13.4	2.1	7.5	北西	13.6	西	171.8
10	337.5	81.0	14.5	5.0	19.1	23.2	15.4	29.2	10.0	2.3	12.0	西北西	26.1	西	135.5
11	17.0	6.5	4.5	3.0	12.7	17.8	7.3	23.2	0.5	2.5	7.9	西北西	14.8	北	205.7
12	64.5	19.0	6.5	1.5	8.0	12.7	3.1	17.1	-1.1	2.2	10.4	北西	20.6	西北西	134.6
1	61.0	16.0	7.0	1.5	7.2	11.4	3.3	16.9	-2.4	2.6	11.2	西	26.1	西南西	122.1
2	50.5	17.0	5.0	1.5	6.5	11.6	1.8	20.3	-2.7	2.6	9.8	西北西	17.0	西北西	157.0
3	128.5	47.5	12.5	3.5	9.7	15.2	4.5	24.2	-1.9	2.5	9.8	西北西	20.5	西北西	193.1
年	1,999.0	81.0	38.0	16.5	16.1	20.9	11.7	36.2	-2.7	2.3	12.0	西北西	26.1	西	2,026.2

出典：気象統計情報(気象庁ホームページ、閲覧：令和 2 年 7 月)

表 3.1.1-4　亀山地域気象観測所の風向頻度及び風向別平均風速（令和元年度）

季節 / 風向	春季(4,5,3 月)		夏季(6～8 月)		秋季(9～11 月)		冬季(12～2 月)		年　間	
	風向頻度(%)	平均風速(m/s)	風向頻度(%)	平均風速(m/s)	風向頻度(%)	平均風速(m/s)	風向頻度(%)	平均風速(m/s)	風向頻度(%)	平均風速(m/s)
北	2.3	0.8	3.1	0.8	2.7	1.4	1.4	1.1	2.4	1.0
北北東	2.2	1.0	1.7	0.6	1.7	0.7	0.9	0.6	1.6	0.7
北東	1.6	0.7	1.5	0.5	1.1	0.6	1.1	0.7	1.3	0.6
東北東	2.1	0.7	1.9	0.6	1.9	0.6	1.1	0.7	1.8	0.6
東	6.6	2.2	11.1	2.3	5.4	1.7	2.2	1.3	6.3	2.0
東南東	9.8	3.2	14.4	3.3	5.7	2.6	2.2	1.3	8.0	3.0
南東	4.6	2.5	8.2	2.6	3.3	2.3	1.0	1.5	4.3	2.4
南南東	0.9	1.5	3.3	1.5	1.2	1.5	1.3	1.1	1.7	1.4
南	1.0	1.1	1.7	1.0	1.0	1.0	1.1	1.1	1.2	1.0
南南西	1.0	1.2	1.3	1.2	1.4	0.8	1.6	1.3	1.3	1.1
南西	1.8	1.2	1.9	1.2	2.2	1.2	2.7	1.3	2.1	1.2
西南西	7.0	2.1	6.3	1.5	7.6	1.8	7.5	1.8	7.1	1.8
西	18.1	2.7	12.8	2.4	20.7	2.6	22.3	2.8	18.4	2.6
西北西	19.4	3.3	13.0	2.3	25.3	3.1	28.2	3.1	21.4	3.0
北西	12.0	3.5	6.5	1.7	11.2	2.9	16.4	3.2	11.5	3.0
北北西	5.9	2.1	5.8	1.1	3.9	1.7	4.8	2.2	5.1	1.8
静穏	3.7	0.1	5.6	0.1	3.8	0.1	4.2	0.1	4.3	0.1
(欠測)	0.0									
合計・平均	100.0	2.5	100.0	2.0	100.0	2.3	100.0	2.5	100.0	2.3

注１：静穏は 0.2m/s 以下である。
注２：風向頻度は四捨五入を行っているため、個々の項目の合計と総数は一致しない場合がある。
出典：気象統計情報(気象庁ホームページ、閲覧：令和 2 年 7 月)

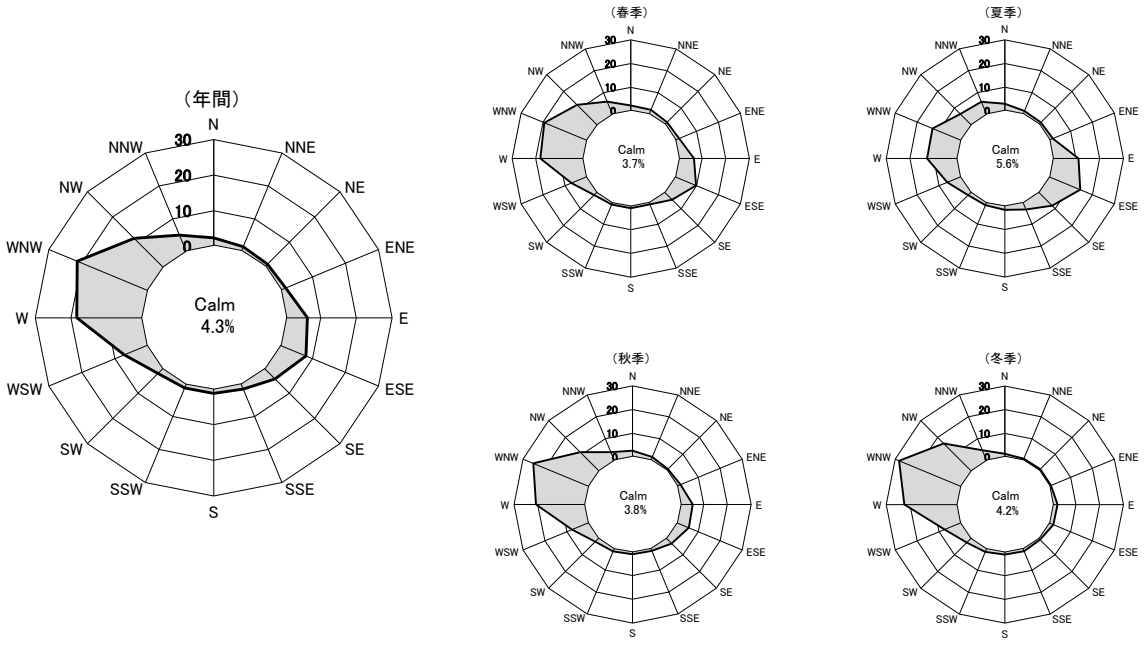

図 3.1.1-2　亀山地域気象観測所の風配図（令和元年度）

(2)　大気質の状況

①　二酸化いおう

平成 30 年度の各測定局における二酸化いおうの測定結果は、表 3.1.1-5 に示すとおり、環境基準を達成している。

また、過去 5 年間における年平均値の経年変化は、表 3.1.1-6 及び図 3.1.1-3 に示すとおりである。

表 3.1.1-5　二酸化いおうの測定結果（平成 30 年度）

区分	測定局	用途地域	有効測定日数	年平均値	1 時間値が 0.1ppm を超えた時間数とその割合		日平均値が 0.04ppm を超えた日数とその割合		1 時間値の最高値	日平均値の 2%除外値	日平均値が 0.04ppm を超えた日が 2 日以上連続したことの有無	環境基準の長期的評価
			日	ppm	時間	%	日	%	ppm	ppm	有:× 無:○	達成:○ 非達成:×
一般局	鈴鹿算所保育所	住	362	0.001	0	0.0	0	0.0	0.009	0.002	○	○

注１：用途地域は、表 3.1.1-2 の注２を参照。
注２：環境基準の長期的評価は、年間にわたる日平均値の測定値の高い方から 2%の範囲内にあるものを除外して行う。ただし、日平均値が 0.04ppm を超える日が 2 日以上連続した場合にはこのような取り扱いは行わないで評価する。
注３：環境基準:日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0.1ppm 以下であること。
短期的評価:日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0.1ppm 以下であること。
長期的評価:日平均値の年間 2%除外値が 0.04ppm 以下であること。ただし、日平均値が 0.04ppm を超えた日が 2 日以上連続しないこと。
出典：令和元年版　環境白書(三重県)

表 3.1.1-6　二酸化いおうの年平均値の経年変化

区分	測定局	年平均値(ppm)				
		平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
一般局	鈴鹿算所保育所	0.001	0.001	0.001	0.002	0.002
	亀山みなみ保育園	0.001	0.001	0.001	－	－

注　:「－」は測定が行われていないことを示す。
出典：平成 27 年～令和元年版　環境白書(三重県)

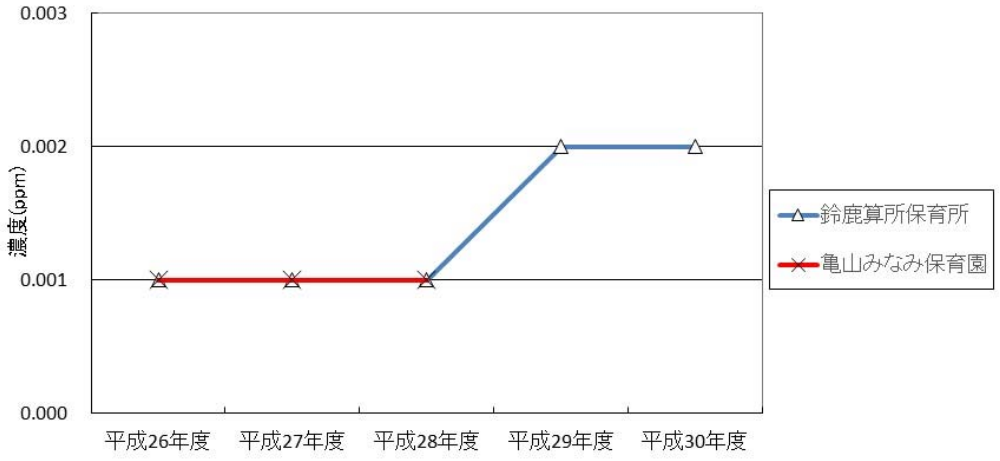

図 3.1.1-3　二酸化いおうの年平均値の経年変化

②　二酸化窒素

平成 30 年度の各測定局における二酸化窒素の測定結果は、表 3.1.1-7 に示すとおり、いずれの測定局も環境基準を達成している。

また、過去 5 年間における年平均値の経年変化は、表 3.1.1-8 及び図 3.1.1-4 に示すとおりである。

表 3.1.1-7　二酸化窒素の測定結果（平成 30 年度）

区分	測定局	用途地域	有効測定日数	年平均値	日平均値が 0.06ppm を超えた日数とその割合		日平均値が 0.04ppm 以上 0.06ppm 以下の日数とその割合		1 時間値の最高値	日平均値の 98%値	環境基準の長期的評価
			日	ppm	日	%	日	%	ppm	ppm	達成:○ 非達成:×
一般局	鈴鹿算所保育所	住	362	0.011	0	0.0	0	0.0	0.054	0.024	○
	亀山みなみ保育園	住	364	0.007	0	0.0	0	0.0	0.036	0.017	○
自排局	国道 23 号鈴鹿	住	362	0.016	0	0.0	1	0.3	0.056	0.033	○
	国道 25 号亀山	未	365	0.012	0	0.0	0	0.0	0.048	0.023	○

注 1 ：用途地域は、表 3.1.1-2 の注 2 を参照。
注 2 ：環境基準の長期的評価は、年間にわたる日平均値の測定値の低い方から 98%に相当するもので行う。
注 3 ：環境基準:日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内またはそれ以下であること。
　　長期的評価:日平均値の年間 98%値が 0.06ppm を超えないこと。
出典：令和元年版　環境白書(三重県)

表 3.1.1-8　二酸化窒素の年平均値の経年変化

区分	測定局	年平均値(ppm)				
		平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
一般局	鈴鹿算所保育所	0.013	0.013	0.011	0.012	0.011
	亀山みなみ保育園	0.009	0.009	0.008	0.007	0.007
自排局	国道 23 号鈴鹿	0.018	0.018	0.017	0.017	0.016
	国道 25 号亀山	0.015	0.015	0.013	0.013	0.012

出典：平成 27 年～令和元年版　環境白書(三重県)

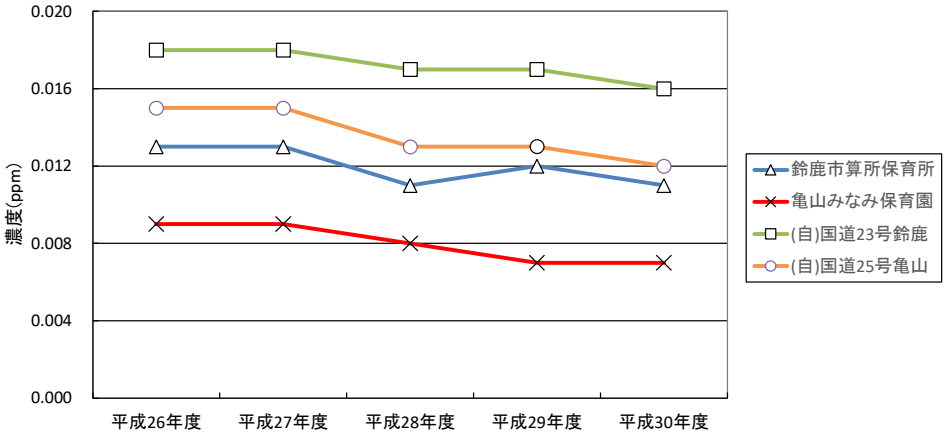

図 3.1.1-4　二酸化窒素の年平均値の経年変化

③　浮遊粒子状物質

平成 30 年度の各測定局における浮遊粒子状物質の測定結果は、表 3.1.1-9 に示すとおり、いずれの測定局も環境基準を達成している。

また、過去 5 年間における年平均値の経年変化は、表 3.1.1-10 及び図 3.1.1-5 に示すとおりである。

表 3.1.1-9　浮遊粒子状物質の測定結果（平成 30 年度）

区分	測定局	用途地域	有効測定日数	年平均値	1 時間値が 0.20mg/m³を超えた時間数とその割合		日平均値が 0.10mg/m³を超えた日数とその割合		1 時間値の最高値	日平均値の 2%除外値	日平均値が 0.10mg/m³を超えた日が 2 日以上連続したことの有無	環境基準の長期的評価
			日	mg/m³	時間	%	日	%	mg/m³	mg/m³	有:× 無:○	達成:○ 非達成:×
一般局	鈴鹿算所保育所	住	362	0.015	0	0.0	0	0.0	0.110	0.041	○	○
	亀山みなみ保育園	住	362	0.014	2	0.0	0	0.0	0.249	0.037	○	○
自排局	国道 23 号鈴鹿	住	360	0.021	0	0.0	0	0.0	0.159	0.055	○	○
	国道 25 号亀山	未	362	0.014	0	0.0	0	0.0	0.165	0.036	○	○

注１：用途地域は、表 3.1.1-2 の注２を参照。
注２：環境基準の長期的評価は、年間にわたる日平均値の測定値の高い方から 2%の範囲内にあるものを除外して行う。ただし、日平均値が 0.10mg/m³を超える日が 2 日以上連続した場合にはこのような取り扱いは行わないで評価する。
注３：環境基準:日平均値が 0.10mg/m³以下であり、かつ、1 時間値が 0.20mg/m³以下であること。
短期的評価:日平均値が 0.10mg/m³以下であり、かつ、1 時間値が 0.20mg/m³以下であること。
長期的評価:日平均値の年間 2%除外値が 0.10mg/m³以下であること、ただし、日平均値が 0.10mg/m³を超えた日が 2 日以上連続しないこと。
出典：令和元年版　環境白書(三重県)

表 3.1.1-10　浮遊粒子状物質の年平均値の経年変化

区分	測定局	年平均値(mg/m³)				
		平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
一般局	鈴鹿算所保育所	0.021	0.020	0.018	0.018	0.015
	亀山みなみ保育園	0.022	0.021	0.018	0.014	0.014
自排局	国道 23 号鈴鹿	0.024	0.021	0.018	0.018	0.021
	国道 25 号亀山	0.019	0.017	0.016	0.014	0.014

出典：平成 27～令和元年版　環境白書(三重県)

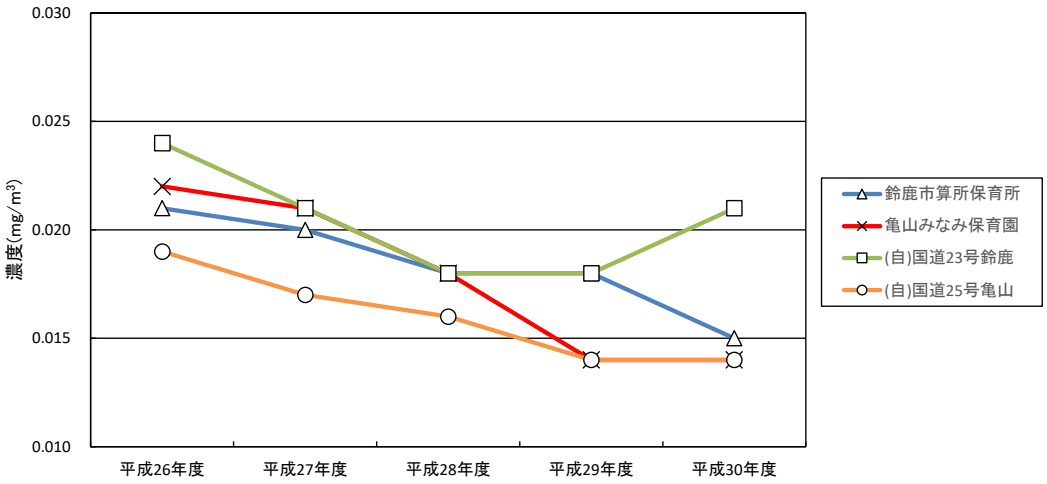

図 3.1.1-5　浮遊粒子状物質の年平均値の経年変化

④　微小粒子状物質

平成 30 年度の各測定局における微小粒子状物質の測定結果は、表 3.1.1-11 に示すとおり、いずれの測定局も環境基準を達成している。

また、過去 5 年間における年平均値の経年変化は、表 3.1.1-12 及び図 3.1.1-6 に示すとおりである。

表 3.1.1-11　微小粒子状物質の測定結果（平成 30 年度）

区分	測定局	用途地域	有効測定日数	年平均値	日平均値の 98 パーセンタイル値	日平均値が 15 μg/m³を超えた日数とその割合		日平均値が 35 μg/m³を超えた日数とその割合		環境基準の評価
			日	μg/m³	μg/m³	日	%	日	%	達成:○ 非達成:×
一般局	鈴鹿算所保育所	住	359	12.1	32.0	103	28.7	5	1.4	○
	亀山みなみ保育園	住	349	11.0	29.2	84	24.1	4	1.1	○
自排局	国道 23 号鈴鹿	住	359	13.2	29.5	112	31.2	3	0.8	○

注１：用途地域は、表 3.1.1-2 の注２を参照。
注２：環境基準の評価は、測定値の 1 年平均値を長期基準(1 年平均値)と、1 日平均値の年間 98 パーセンタイル値を短期基準(1 日平均値)と比較し、両方を満足した場合に「達成」と評価する。
注３：環境基準:年平均値が 15 μg/m³以下であり、かつ、日平均値が 35 μg/m³以下であること。
長期基準:年平均値が 15 μg/m³以下であること。
短期基準:日平均値のうち年間 98 パーセンタイル値が 35 μg/m³以下であること。
出典：令和元年版　環境白書(三重県)

表 3.1.1-12　微小粒子状物質の年平均値の経年変化

区分	測定局	年平均値（μg/m³）				
		平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
一般局	鈴鹿算所保育所	15.1	13.5	11.9	12.1	12.1
	亀山みなみ保育園	13.9	12.2	10.6	10.9	11.0
自排局	国道 23 号鈴鹿	16.3	14.7	―	13.9	13.2

注　：「―」は測定が行われていないことを示す。
出典：平成 27 年～令和元年版　環境白書（三重県）

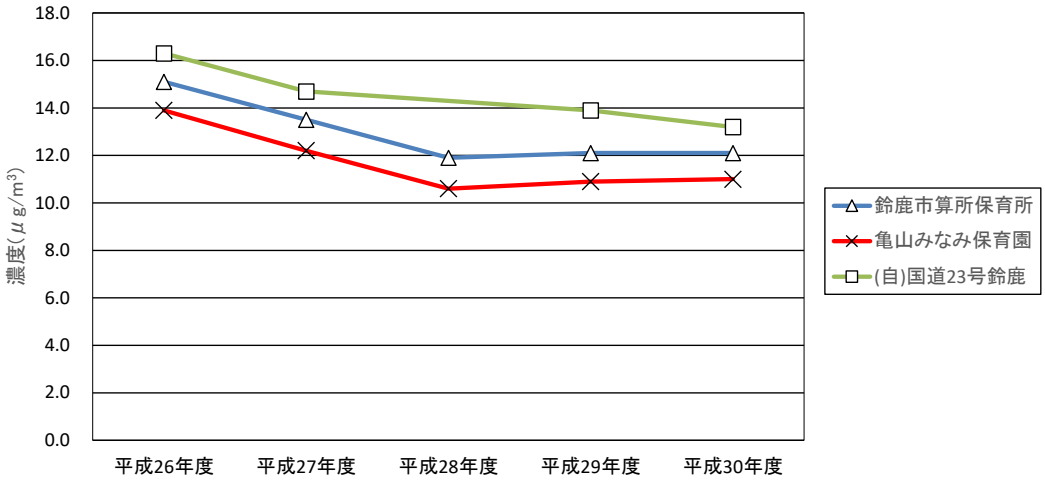

図 3.1.1-6　微小粒子状物質の年平均値の経年変化

⑤　光化学オキシダント

平成 30 年度の各測定局における光化学オキシダントの測定結果は、表 3.1.1-13 に示すとおり、いずれの測定局も環境基準を達成していない。

また、過去 5 年間における昼間の日最高 1 時間値の年平均値の経年変化は、3.1.1-14 及び図 3.1.1-7 に示すとおりである。

表 3.1.1-13　光化学オキシダントの測定結果（平成 30 年度）

区分	測定局	用途地域	有効測定日数	昼間の 1 時間値が 0.06ppm を超えた日数及び時間数とその割合			昼間の 1 時間値が 0.12ppm 以上の日数及び時間数とその割合			昼間の 1 時間値の最高値	昼間の日最高 1 時間値の年平均値
			日	日	時間	%	日	時間	%	ppm	ppm
一般局	鈴鹿算所保育所	住	362	66	351	6.48	0	0	0.00	0.105	0.048
	亀山みなみ保育園	住	365	62	380	6.99	0	0	0.00	0.099	0.048

注１：用途地域は、表 3.1.1-2 の注２を参照。
注２：「昼間」とは、5 時から 20 時までの時間内をいう。
注３：環境基準:1 時間値が 0.06ppm 以下であること。
　　環境基準の評価:昼間（5 時～20 時まで）の時間帯において、1 時間値が 0.06ppm 以下であること。
出典：令和元年版　環境白書（三重県）

表 3.1.1-14　光化学オキシダントの昼間の日最高 1 時間値の年平均値の経年変化

区分	測定局	昼間の日最高 1 時間値の年平均値(ppm)				
		平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
一般局	鈴鹿算所保育所	0.051	0.055	0.053	0.049	0.048
	亀山みなみ保育園	0.050	0.056	0.047	0.048	0.048

注　：「－」は測定が行われていないことを示す。
出典：平成 27 年～令和元年版　環境白書(三重県)

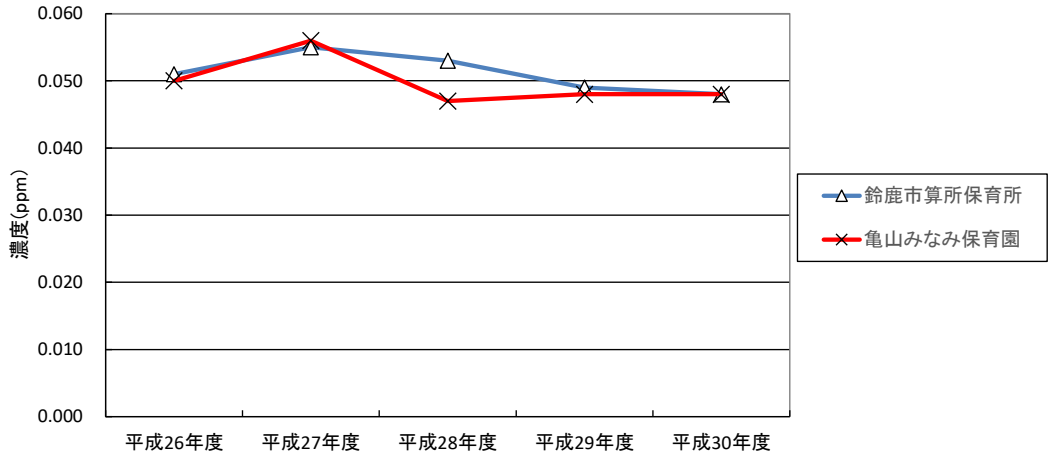

図 3.1.1-7　光化学オキシダントの昼間の日最高 1 時間値の年平均値の経年変化

(3)　騒音の状況

①　環境騒音の状況

三重県における環境騒音（一般地域）の状況について、「令和元年版　環境白書」（三重県）によると、平成 30 年度は 66 地点で環境騒音測定が実施されている。このうち準対象事業実施区域が位置する鈴鹿市では 3 地点、隣接する亀山市では 13 地点で測定が実施されている。

平成 30 年度の測定結果は表 3.1.1-15 に、各測定地点の位置は図 3.1.1-8 に示すとおりであり、用途地域の指定がない 1 地点を除く 15 地点では、いずれも昼間、夜間ともに環境基準に適合している。

表 3.1.1-15　環境騒音における環境基準適合状況（平成 30 年度）

市	No.	測定地点	用途地域	環境基準類型	等価騒音レベル(dB)					
					昼間	環境基準		夜間	環境基準	
鈴鹿市	①	鈴鹿市中旭が丘三丁目 7200-8	１中	A	46	55	○	39	45	○
	②	鈴鹿市北玉垣町 980 玉垣地区市民センター	１住	B	42	55	○	37	45	○
	③	鈴鹿市神戸二丁目 17-40 神戸公民館	商業	C	48	60	○	39	50	○
亀山市	④	みどり町 29-8	１低	A	40	55	○	36	45	○
	⑤	和田町 1236-87	１中	A	43	55	○	40	45	○
	⑥	南鹿島町 23-7	１住	B	42	55	○	37	45	○
	⑦	東丸町 530-5	近商	C	45	60	○	40	50	○
	⑧	御幸町 182-3	商業	C	55	60	○	46	50	○
	⑨	東御幸町 63	準工	C	49	60	○	43	50	○
	⑩	布気町 557-1	工業	C	47	60	○	44	50	○
	⑪	天神四丁目 9-14	２中	A	44	55	○	43	45	○
	⑫	野村三丁目 10-9	２中	A	44	55	○	41	45	○
	－	関町中町 470-1	近商	C	44	60	○	44	50	○
	－	関町木崎 912-1	２中	A	48	55	○	43	45	○
	－	関町新所 1816-1	１住	B	48	55	○	45	45	○
	⑬	白木町 2813-1	無指定	－	49	－	－	48	－	－

注）○：適合、×：不適合、－：図枠外
用途地域の略称は以下のとおり。
１低：第１種低層住居専用地域、２低：第２種低層住居専用地域、１中：第１種中高層住居専用地域、
２中：第２種中高層住居専用地域、１住：第１種住居地域、２住：第２種住居地域、田園：田園住居地域、準住：準住居地域、近商：近隣商業地域、商業：商業地域、準工：準工業地域、工業：工業地域、
工専：工業専用地域
出典：「令和元年版環境白書」（令和元年、三重県）

図 3.1.1-8　騒音既存資料調査地点

②　自動車騒音の状況

三重県における自動車騒音の状況について、「令和元年版　環境白書」（三重県）によると、平成 30 年度は 35 地点で自動車騒音測定を実施している。このうち準対象事業実施区域が位置する鈴鹿市では 4 地点、隣接している亀山市では 2 地点で測定が実施されている。

平成 30 年度の測定結果は表 3.1.1-16 に、各測定地点の位置は図 3.1.1-8 に示すとおりであり、鈴鹿市の 1 地点を除く 5 地点では昼間、夜間ともに自動車騒音の環境基準に適合している。また、6 地点いずれも、昼間、夜間共に自動車騒音の要請限度に適合している。

表 3.1.1-16　道路交通騒音における環境基準・要請限度適合状況（平成 30 年度）

市	No.	路線名	測定地点	用途地域	環境基準類型	時間区分	等価騒音レベル (dB)	環境基準		要請限度	
								基準値 (dB)	適合状況	基準値 (dB)	適合状況
鈴鹿市	⑭	鈴鹿環状線	鈴鹿市飯野寺家町	準工	C	昼間	71	70	×	75	○
						夜間	66	65	×	70	○
	⑮	三行庄野線	鈴鹿市平田新町 5	近商	C	昼間	65	70	○	75	○
						夜間	60	65	○	70	○
	⑯	三行庄野線	鈴鹿市庄野共進一丁目 6	1 住	B	昼間	67	70	○	75	○
						夜間	61	65	○	70	○
	⑰	上野鈴鹿線	鈴鹿市石垣三丁目 2	1 中	A	昼間	68	70	○	75	○
						夜間	61	65	○	70	○
亀山市	⑱	一般国道 1 号	亀山市栄町	2 住	B	昼間	61	70	○	75	○
						夜間	55	65	○	70	○
	⑲	亀山白山線	亀山市北鹿島	準住	B	昼間	69	70	○	75	○
						夜間	65	65	○	70	○

注）○：適合、×：不適合、
用途地域の略称は以下のとおり。
1 低：第 1 種低層住居専用地域、2 低：第 2 種低層住居専用地域、1 中：第 1 種中高層住居専用地域、
2 中：第 2 種中高層住居専用地域、1 住：第 1 種住居地域、2 住：第 2 種住居地域、田園：田園住居地域、準住：準住居地域、近商：近隣商業地域、商業：商業地域、準工：準工業地域、工業：工業地域、
工専：工業専用地域
出典：「令和元年版環境白書」（令和元年、三重県）

③　騒音に係る苦情の発生状況

騒音に係る公害苦情受理件数は、「令和 2 年刊統計書」（三重県）によると、平成 30 年度は準対象事業実施区域が位置する鈴鹿市で 24 件であった。

(4)　振動の状況

①　環境振動の状況

準対象事業実施区域及びその周囲における環境振動の状況について、三重県及び鈴鹿市において公表された測定結果はない。

②　道路交通振動の状況

三重県における道路交通振動の状況について、「令和元年版　環境白書」（三重県）によると、平成 30 年度は 34 地点で測定が実施されている。このうち、準対象事業実施区域が位置する鈴鹿市では 2 地点、隣接している亀山市では 9 地点で測定が実施されている。平成 30 年度の測定結果は表 3.1.1-17 に、各測定地点の位置は図 3.1.1-8 に示すとおりであり、11 地点のいずれも昼間、夜間ともに道路交通振動の要請限度に適合している。

表 3.1.1-17　道路交通振動における要請限度適合状況（平成 30 年度）

市	No.	道路名	測定地点	用途地域	振動レベル(dB)					
					昼間	要請限度		夜間	要請限度	
鈴鹿市	⑳	一般国道 1 号	鈴鹿市小田町 1171-11	1 住	34	65	○	33	60	○
	㉑	鈴鹿環状線	鈴鹿市消防本部前	準工	38	70	○	37	65	○
亀山市	㉒	亀山白山線	天神四丁目 3246-4	2 中	<30	65	○	<30	60	○
	㉓	鈴鹿関線	天神二丁目 3142-3	2 中	40	65	○	33	60	○
	㉔	亀山停車場石水渓線	東丸町 517-51	1 住	32	65	○	<30	60	○
	㉕	亀山城跡線	野村四丁目 50-4	準工	32	70	○	<30	65	○
	㉖	一般国道 1 号	布気町 1298-3	工業	30	70	○	<30	65	○
	㉗	一般国道 306 号	上野町 570-8	工業	44	70	○	34	65	○
	㉘	市道駅前和田線	和田町 813	1 住	<30	65	○	<30	60	○
	㉙	一般国道 1 号	井田川町 75	1 住	<30	65	○	<30	60	○
	－	四日市関線	関町新町 1973-1	2 住	<30	65	○	<30	60	○

注）○：適合、×：不適合、－：図枠外
用途地域の略称は以下のとおり。
1 低：第 1 種低層住居専用地域、2 低：第 2 種低層住居専用地域、1 中：第 1 種中高層住居専用地域、
2 中：第 2 種中高層住居専用地域、1 住：第 1 種住居地域、2 住：第 2 種住居地域、田園：田園住居地域、準住：準住居地域、近商：近隣商業地域、商業：商業地域、準工：準工業地域、工業：工業地域、
工専：工業専用地域
出典：「令和元年版環境白書」（令和元年、三重県）

③　振動に係る苦情の発生状況

振動に係る公害苦情受理件数は、「令和 2 年刊統計書」（三重県）によると、平成 30 年度は準対象事業実施区域が位置する鈴鹿市で 0 件であった。

(5)　悪臭の状況

①　悪臭の状況

準対象事業実施区域及びその周囲における悪臭の状況について、三重県及び鈴鹿市において公表された測定結果はない。

②　悪臭に係る苦情の発生状況

悪臭に係る公害苦情受理件数は、「令和 2 年刊統計書」（三重県）によると、平成 30 年度は準対象事業実施区域が位置する鈴鹿市で 61 件であったが、詳細は不明である。

3.1.2　水環境の状況

準対象事業実施区域及びその周囲の主要な河川、湖沼及び海域の状況並びに水環境に係る既存資料の調査地点の位置を図 3.1.2-1 に示すとおりである。

(1)　水象の状況

①　河川

準対象事業実施区域の西側には鈴鹿川水系の一級河川である八島川が、東側には鈴鹿川水系の一級河川である御幣川が、いずれも南流している。いずれの河川も安楽川へ合流した後、鈴鹿川へ合流し、伊勢湾へ流入している。

②　湖沼

準対象事業実施区域の北西には、農業用ため池である竜ヶ池が存在している。また、準対象事業実施区域及びその周囲には、小規模なため池が複数存在している。

③　海域

準対象事業実施区域及びその周囲に海域は存在していない。

図 3.1.2-1　水環境に係る既存資料の調査地点

(2)　水質の状況

①　河川の水質

準対象事業実施区域及びその周囲における河川の水質の状況として、平成 30 年度の水質調査地点は図 3.1.2-1 に、水質調査結果は表 3.1.2-1 に示すとおりである。

準対象事業実施区域及びその周囲では、水質調査地点が 5 地点存在し、鈴鹿川及び安楽川の 3 地点は三重県により、八島川及び御幣川の 2 地点は鈴鹿市により測定が実施されている。

「生活環境の保全に関する環境基準の水域類型指定」において、準対象事業実施区域近傍を流れる八島川及び御幣川には類型指定はないものの、流入先となる安楽川は AA 類型に、また安楽川の流入先となる鈴鹿川は A 類型に指定されている。

これらの類型の環境基準値（八島川及び御幣川については、参考として流入先となる安楽川の AA 類型を当てはめる）と各地点の測定結果を比較すると、いずれの地点も水素イオン濃度（pH)、溶存酸素量（DO)、生物化学的酸素要求量（BOD)、浮遊物質量（SS）は環境基準値を満足しているが、大腸菌群数は環境基準値の超過が確認されている。

なお、八島川及び御幣川の調査は年に 1 回のみ実施されている。

表 3.1.2-1(1)　河川の水質調査結果（生活環境項目）

水域名		安楽川					環境基準 A 類型 (河川)
調査地点名		和泉橋					
類　　型		AA					
測定項目	単位	最小値	最大値	75%値	m	n	環境基準値
水素イオン濃度(pH)	－	7.4	8.1	－	0	12	6.5 以上 8.5 以下
溶存酸素量(DO)	mg/L	7.6	13.0	－	0	12	7.5 以上
生物化学的酸素要求量 (BOD)	mg/L	<0.5	0.7	<0.5	0	12	1 以下
浮遊物質量(SS)	mg/L	＜1	11	－	0	12	25 以下
大腸菌群数	MPN/100 mL	920	9200	－	12	12	50 以下

注　:「<」は定量下限値未満であること、「－」は該当がないこと、「m」は環境基準値を超える検体数、「n」は総検体数をそれぞれ示す。

出典：平成 30 年度公共用水域及び地下水の水質調査結果個票（三重県ホームページ、閲覧：令和 2 年 7 月)、水質汚濁に係る環境基準について(昭和 46 年環境庁告示第 59 号)

表 3.1.2-1(2)　河川の水質調査結果（生活環境項目）

水域名		鈴鹿川					環境基準 A 類型 (河川)
調査地点名		中富田					
類　　型		A					
測定項目	単位	最小値	最大値	75%値	m	n	環境基準値
水素イオン濃度(pH)	－	7.4	8.1	－	0	12	6.5 以上 8.5 以下
溶存酸素量(DO)	mg/L	7.9	13.3	－	0	12	7.5 以上
生物化学的酸素要求量 (BOD)	mg/L	<0.5	0.8	<0.5	0	12	2 以下
浮遊物質量(SS)	mg/L	<1	13	－	0	12	25 以下
大腸菌群数	MPN/100 mL	540	70,000	－	10	12	1,000 以下

表 3.1.2-1(3)　河川の水質調査結果（生活環境項目）

水域名		鈴鹿川					環境基準 A 類型 (河川)
調査地点名		庄野橋					
類　　型		A					
測定項目	単位	最小値	最大値	75%値	m	n	環境基準値
水素イオン濃度(pH)	－	7.4	8.0	－	0	12	6.5 以上 8.5 以下
溶存酸素量(DO)	mg/L	7.5	12.0	－	0	12	7.5 以上
生物化学的酸素要求量 (BOD)	mg/L	<0.5	1.0	<0.5	0	12	2 以下
浮遊物質量(SS)	mg/L	<1	15	－	0	12	25 以下
大腸菌群数	MPN/100 mL	920	54,000	－	11	12	1,000 以下

注　:「<」は定量下限値未満であること、「－」は該当がないこと、「m」は環境基準値を超える検体数、「n」は総検体数をそれぞれ示す。

出典：平成 30 年度公共用水域及び地下水の水質調査結果個票(三重県ホームページ、閲覧：令和 2 年 7 月)、水質汚濁に係る環境基準について(昭和 46 年環境庁告示第 59 号)

表 3.1.2-1(4)　河川の水質調査結果（生活環境項目）

水域名		八島川	御幣川	(参考) 環境基準 A 類型 (河川)
調査地点名		八島橋	貢橋	
類　　型		AA(参考)		
測定項目	単位	平成 30 年 6 月 29 日		環境基準値
水素イオン濃度(pH)	－	7.8	8.1	6.5 以上 8.5 以下
溶存酸素量(DO)	mg/L	9.8	9.9	7.5 以上
生物化学的酸素要求量 (BOD)	mg/L	<0.5	<0.5	2 以下
浮遊物質量(SS)	mg/L	<1	<1	25 以下
大腸菌群数	MPN/100 mL	7,900	4,900	1,000 以下

注　：「<」は定量下限値未満であることを示す。
出典：平成 30 年度河川調査結果(鈴鹿市ホームページ、閲覧：令和 2 年 7 月)、水質汚濁に係る環境基準について(昭和 46 年環境庁告示第 59 号)

表 3.1.2-1(5)　河川の水質調査結果（健康項目）

水域名		安楽川	環境基準
調査地点名		和泉橋	
カドミウム	mg/L	<0.0003	0.003mg/L 以下
全シアン	mg/L	<0.1	検出されないこと
鉛	mg/L	<0.001	0.01mg/L 以下
六価クロム	mg/L	<0.01	0.05mg/L 以下
砒素	mg/L	<0.005	0.01mg/L 以下
総水銀	mg/L	<0.0005	0.0005mg/L 以下
アルキル水銀	mg/L	－	検出されないこと
ＰＣＢ	mg/L	<0.0005	検出されないこと
ジクロロメタン	mg/L	<0.0001	0.02mg/L 以下
四塩化炭素	mg/L	<0.0001	0.002mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	mg/L	<0.0001	0.004mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	<0.0001	0.1mg/L 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	<0.0001	0.04mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	<0.0001	1mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	<0.0001	0.006mg/L 以下
トリクロロエチレン	mg/L	<0.0001	0.01mg/L 以下
テトラクロロエチレン	mg/L	<0.0001	0.01mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	mg/L	<0.0001	0.002mg/L 以下
チウラム	mg/L	<0.0002	0.006mg/L 以下
シマジン	mg/L	<0.0001	0.003mg/L 以下
チオベンカルブ	mg/L	<0.0002	0.02mg/L 以下
ベンゼン	mg/L	<0.0001	0.01mg/L 以下
セレン	mg/L	<0.001	0.01mg/L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	mg/L	1.2～1.6	10mg/L 以下
ふっ素	mg/L	<0.08	0.8mg/L 以下
ほう素	mg/L	<0.02	1mg/L 以下
1,4-ジオキサン	mg/L	<0.005	0.05mg/L 以下

注　：「<」は定量下限値未満(検出されないこと)であること、「－」は出典に未記載の項目をそれぞれ示す。

出典：平成 30 年度公共用水域及び地下水の水質調査結果個票(三重県ホームページ、閲覧：令和 2 年 7 月)、水質汚濁に係る環境基準について(昭和 46 年環境庁告示第 59 号)

②　地下水の水質

準対象事業実施区域及びその周囲における地下水の水質の状況として、平成 29 年度に概況調査が鈴鹿市伊船町で行われている。測定結果は表 3.1.2-2 に示すとおり、全項目とも環境基準を満足している。

表 3.1.2-2　地下水水質の調査結果（概況調査・平成 29 年度）

市		鈴鹿市	環境基準
区分		伊船町	
用途区分		工業用水井戸	
カドミウム	mg/L	<0.0003	0.003mg/L 以下
全シアン	mg/L	<0.1	検出されないこと
鉛	mg/L	<0.005	0.01mg/L 以下
六価クロム	mg/L	<0.02	0.05mg/L 以下
砒素	mg/L	<0.005	0.01mg/L 以下
総水銀	mg/L	<0.0005	0.0005mg/L 以下
ＰＣＢ	mg/L	<0.0005	検出されないこと
ジクロロメタン	mg/L	<0.002	0.02mg/L 以下
四塩化炭素	mg/L	<0.0002	0.002mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	mg/L	<0.0004	0.004mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	<0.002	0.1mg/L 以下
1,2-ジクロロエチレン	mg/L	<0.004	0.04mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	<0.0005	1mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	<0.0006	0.006mg/L 以下
トリクロロエチレン	mg/L	<0.001	0.01mg/L 以下
テトラクロロエチレン	mg/L	<0.0005	0.01mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	mg/L	<0.0002	0.002mg/L 以下
チウラム	mg/L	<0.0006	0.006mg/L 以下
シマジン	mg/L	<0.0003	0.003mg/L 以下
チオベンカルブ	mg/L	<0.002	0.02mg/L 以下
ベンゼン	mg/L	<0.001	0.01mg/L 以下
セレン	mg/L	<0.002	0.01mg/L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	mg/L	<0.06	10mg/L 以下
ふっ素	mg/L	<0.08	0.8mg/L 以下
ほう素	mg/L	<0.05	1mg/L 以下

注１：「<」は定量下限値未満(検出されないこと)であることを示す。
出典：平成 29 年度地下水の水質調査結果個票(三重県ホームページ、閲覧：令和 2 年 7 月)、水質汚濁に係る環境基準について(昭和 46 年環境庁告示第 59 号)

③　水質に係る苦情の発生状況

水質汚濁に係る公害苦情受理件数は、「令和 2 年刊統計書」（三重県）によると、平成 30 年度は準対象事業実施区域が位置する鈴鹿市で 18 件であった。

(3)　水底の底質の状況

「令和元年版　環境白書」（三重県）によると、三重県では、ダイオキシン類対策特別措置法第 27 条第 1 項に基づき、ダイオキシン類による汚染の状況を調査しており、平成 30 年度は 16 河川 17 地点で底質調査が行っているが、環境基準値を超過した地点はない。

なお、準対象事業実施区域及びその周囲において、調査は実施されていない。

3.1.3　土壌及び地盤の状況

(1)　土壌の状況

①　土壌の状況

準対象事業実施区域及びその周囲における土壌の状況は図 3.1.3-1 に示すとおりである。

準対象事業実施区域は、ほとんどが鈴峰ゴルフ倶楽部のホール内にあたるため、土壌図上から土壌の状況を読み取れないが、一部は「農地　グライ土　中粗粒強グライ土壌」からなっている。

②　土壌汚染

「土壌汚染対策法に基づく要措置区域・形質変更時要届出区域（令和 2 年 6 月 30 日現在)」（令和 2 年、環境省）によると、鈴鹿市において、形質変更時要届出区域に指定されている箇所が存在するが、準対象事業実施区域及びその周囲には存在しない。

③　土壌汚染に係る苦情の発生状況

土壌汚染に係る公害苦情受理件数は、「令和 2 年刊統計書」（三重県）によると、平成 30 年度は準対象事業実施区域が位置する鈴鹿市で 0 件であった。

(2)　地盤の状況

①　地盤沈下の状況

「平成 28 年度全国の地盤沈下地域の概況」（環境省）によると、準対象事業実施区域が位置する鈴鹿市において地盤沈下は確認されていない。

②　地盤沈下に係る苦情の発生状況

地盤沈下に係る公害苦情受理件数は、「令和 2 年刊統計書」（三重県）によると、平成 30 年度は準対象事業実施区域が位置する鈴鹿市で 0 件であった。

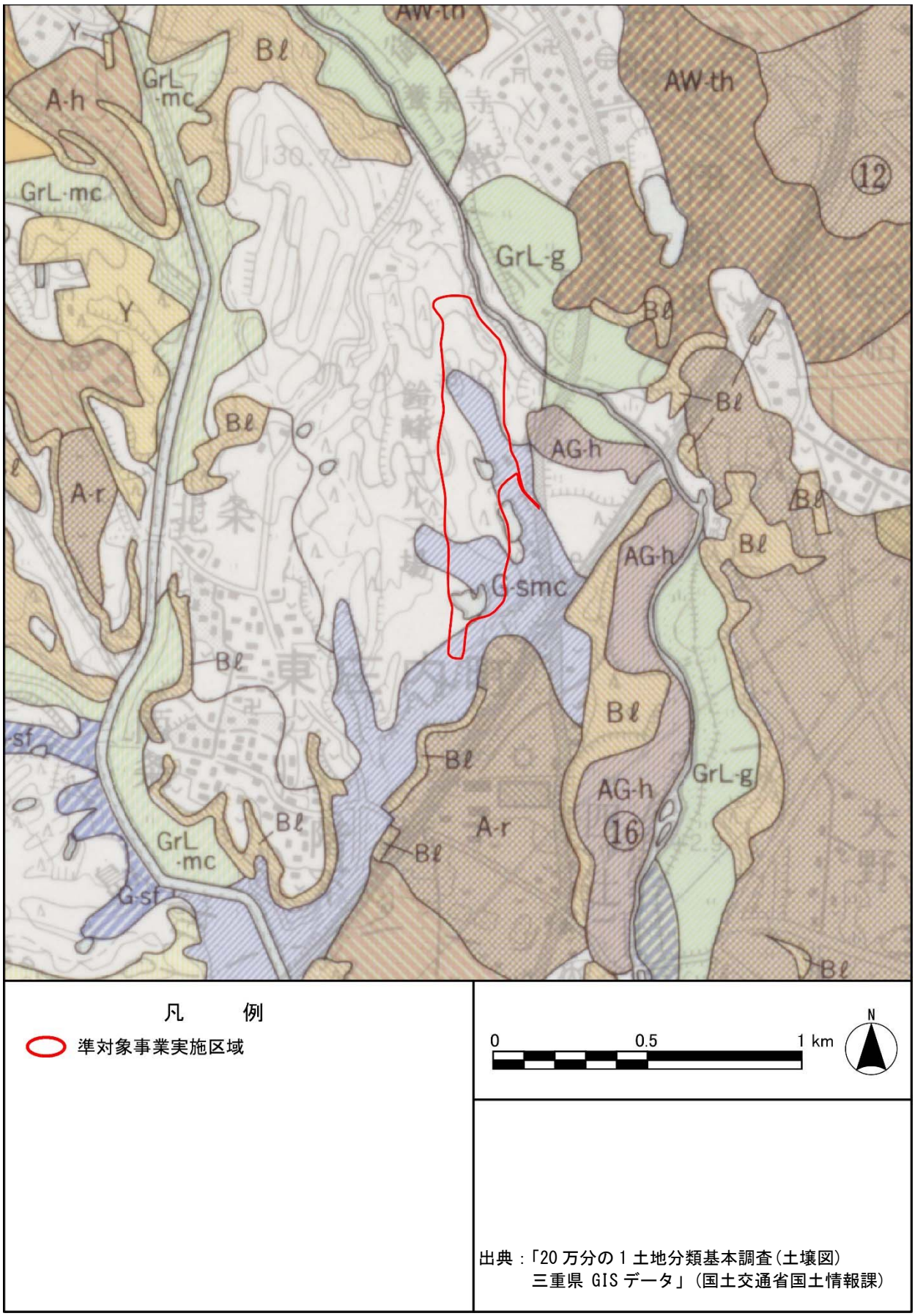

図 3.1.3-1(1)　土壌の状況

図中凡例	土壌区分
Y	林地　黄色系褐色森林土　黄色系褐色森林土壌
Bℓ	林地　黒色土　黒色土壌
A-r	農地　黒ボク土　厚層多腐植質黒ボク土壌
A-h	農地　黒ボク土　表層多腐植質黒ボク土壌
AW-th	農地　多湿黒ボク土　厚層腐植質多湿黒ボク土壌
AG-h	農地　黒ボクグライ土　腐植質黒ボクグライ土
Y-wg	農地　黄色土　礫質黄色土壌・斑紋あり
GrL-mc	農地　灰色低地土　中粗粒灰色低地土壌・灰色系
GrL-g	農地　灰色低地土　礫質灰色低地土壌・灰色系
G-sf	農地　グライ土　細粒強グライ土壌
G-smc	農地　グライ土　中粗粒強グライ土壌
G-f	農地　グライ土　細粒グライ土壌

図 3.1.3-1(2)　土壌の状況

3.1.4　地形及び地質の状況

(1)　地形の状況

準対象事業実施区域及びその周囲における地形の状況は図 3.1.4-1 に示すとおり、準対象事業実施区域は、人工改変地（ゴルフ場）からなっている。

(2)　地質の状況

準対象事業実施区域及びその周囲における表層地質の状況は図 3.1.4-2 に示すとおりである。

準対象事業実施区域の表層地質は、主に鮮新世から前期更新世の奄芸層群　亀山累層・楠原夾炭層からなっている。

(3)　重要な地形・地質

準対象事業実施区域及びその周囲には、「日本の地形レッドデータブック第 1 集」（日本の地形レッドデータブック作成委員会、平成 12 年）において選定された保存すべき地形は存在していない。

また、「文化財保護法」（昭和 25 年法律第 214 号）により指定されている重要な地質も存在していない。

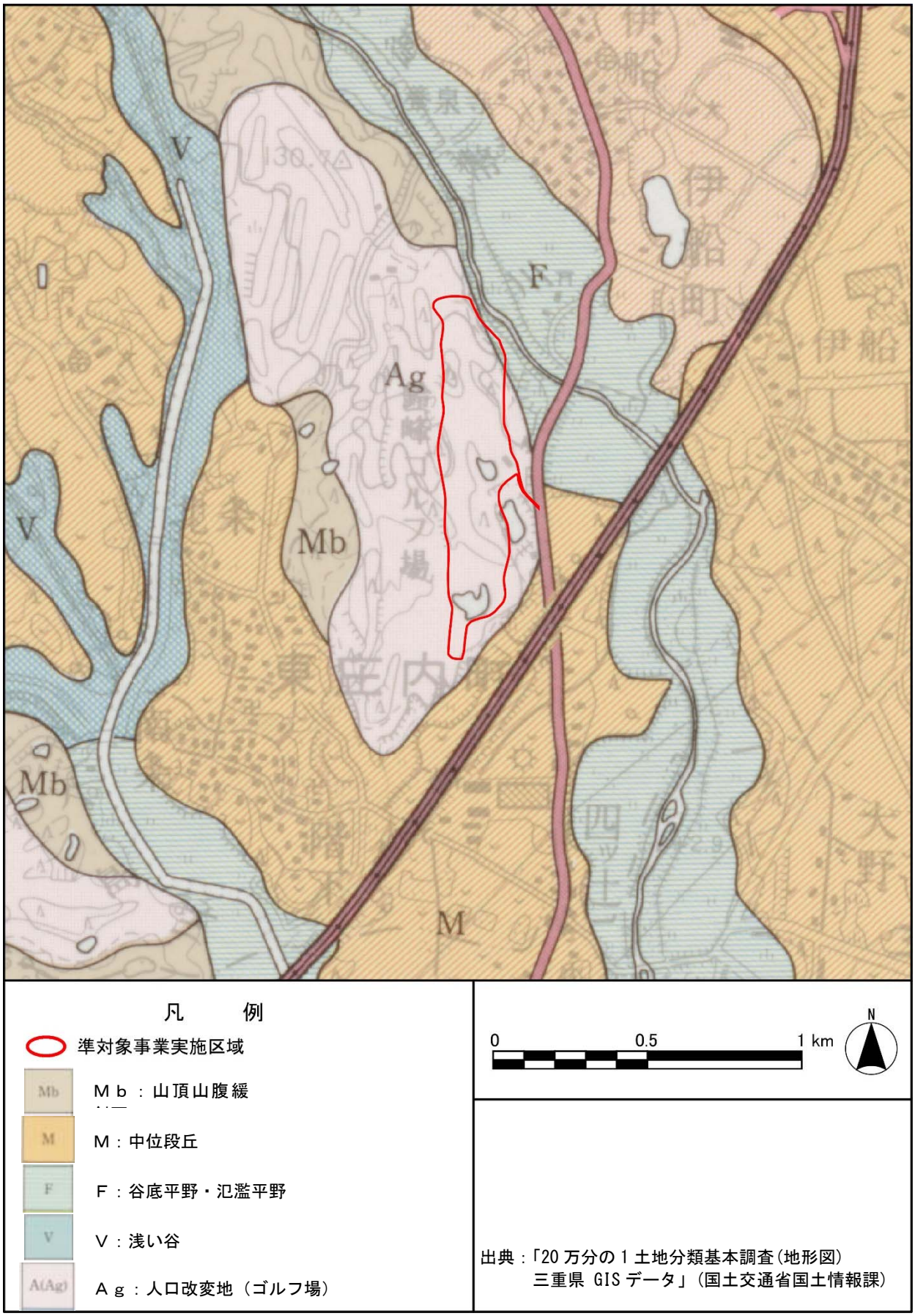
V
F
Ag
Mb
V
Mb
M
凡　例
準対象事業実施区域
Mb
Ｍｂ：山頂山腹緩
M
Ｍ：中位段丘
F
Ｆ：谷底平野・氾濫平野
V
Ｖ：浅い谷
A(Ag)
Ａｇ：人口改変地（ゴルフ場）
0
0.5
1 km
N
出典：「20 万分の 1 土地分類基本調査（地形図）
三重県 GIS データ」（国土交通省国土情報課）

図 3.1.4-1　地形の状況

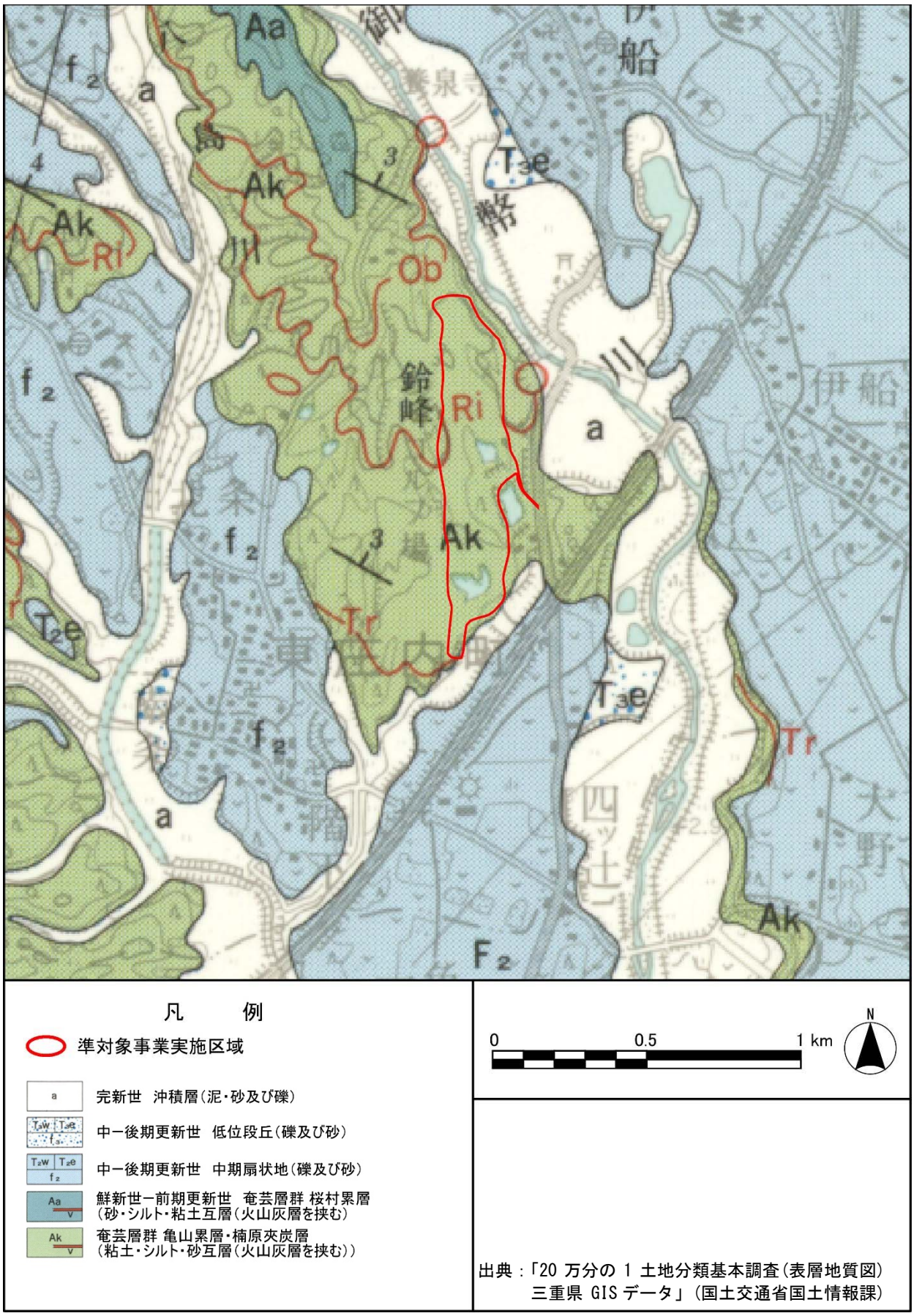

図 3.1.4-2　表層地質の状況

3.1.5　日照及び電波の状況

(1)　日照阻害

準対象事業実施区域を含む鈴峰ゴルフ倶楽部は、八島川と御幣川に挟まれた丘陵地に当たり、それぞれの河川の氾濫原には集落や田畑は存在していない。

なお、準対象事業実施区域の周囲には、日照阻害を起こすほどの高層の人工構造物は存在していない。

(2)　電波障害

準対象事業実施区域の周囲には、日照阻害と同様に、電波障害を起こすような構造物は存在していない。

3.1.6　動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況

(1)　陸生動物の生息の状況

陸生動物の生息の状況は、当該地域の自然特性を勘案し、準対象事業実施区域及びその周囲を対象に、文献その他の資料により整理した。

調査の範囲は、原則として準対象事業実施区域及びその周囲 200ｍが含まれる 2 次メッシュである「亀山 523623」及び「伊船 523633)」並びに準対象事業実施区域近辺における既存文献を対象とした。また、文献中の確認記録において、確認箇所の所在が記録されてるものについては、準対象事業実施区域及びその周囲 200ｍが含まれる「鈴鹿市東庄内町」及び「鈴鹿市伊船町」の記録を対象とした。

参照した文献その他の資料及び調査範囲は、表 3.1.6-1 及び図 3.1.6-1 に示すとおりである。

また、重要な種及び注目すべき生息地については、表 3.1.6-2 に示す選定基準に基づいて抽出を行った。

表 3.1.6-1　文献その他の資料の一覧（陸生動物）

文献番号	文献名	分類群							抽出対象
		哺乳類	鳥類	爬虫類	両生類	昆虫類	クモ類	陸産貝類	
①	「生物多様性情報システム(第 2 回自然環境保全基礎調査 動物分布調査)」(環境省生物多様性センターホームページ、閲覧：令和元年 11 月)	○	○			○			2 次メッシュ「亀山(523623)」及び「伊船(523633)」で確認された種を対象とした。
②	「生物多様性情報システム(第 3 回自然環境保全基礎調査 動植物分布調査)」(環境省生物多様性センターホームページ、閲覧：令和元年 11 月)		○						
③	「生物多様性情報システム(第 4 回自然環境保全基礎調査 動植物分布調査)」(環境省生物多様性センターホームページ、閲覧：令和元年 11 月)	○			○	○		○	
④	「生物多様性情報システム(第 5 回自然環境保全基礎調査 生物多様性調査)」(環境省生物多様性センターホームページ、閲覧：令和元年 11 月)	○		○	○	○		○	
⑤	「生物多様性情報システム(第 6 回自然環境保全基礎調査 生物多様性調査)」(環境省生物多様性センターホームページ、閲覧：令和元年 11 月)	○							
⑥	「三重県レッドデータブック 2015～三重県の絶滅のおそれのある野生生物～」(三重県、平成 27 年)	○	○	○	○	○	○	○	2 次メッシュ「亀山(523623)」及び「伊船(523633)」で確認された種を対象とした(図 3.1.6-1 参照)。
⑦	「鈴鹿市の自然－鈴鹿市自然環境調査報告書－」(鈴鹿市環境部環境政策課、平成 20 年)	○	○	○	○	○	○	○	「鈴鹿市東庄内町」及び「鈴鹿市伊船町」において確認記録がある種を対象とした。
⑧	「鈴峰ゴルフ倶楽部 9 ホール増設計画に係る環境影響調査報告書」(鈴峰企業株式会社、昭和 61 年)	○	○	○	○	○			文献中に記載されているすべての種を対象とした。

表 3.1.6-2　陸生動物の重要な種及び注目すべき生息地の選定基準

選定基準			文献その他の資料	重要な種	重要な生息地
Ⅰ	「文化財保護法」（昭和 25 年法律第 214 号、最終改正：平成 26 年法律第 69 号）に基づく天然記念物、三重県文化財保護条例（昭和 32 年三重県条例第 72 号）に基づく指定天然記念物、鈴鹿市文化財保護条例（昭和 48 年鈴鹿市条例第 33 号）基づく指定天然記念物	特天：国指定特別天然記念物 国天：国指定天然記念物 県天：三重県指定天然記念物 市天：鈴鹿市指定天然記念物	「国指定文化財等データベース」（文化庁ホームページ、閲覧：令和 2 年 7 月）、「文化財情報データベース」（三重県ホームページ、閲覧：令和 2 年 7 月）、「鈴鹿市の文化財保護」（鈴鹿市ホームページ、閲覧：令和 2 年 7 月）	○	○
Ⅱ	「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」（平成 4 年法律第 75 号、最終改正：令和元年法律第 37 号）に基づく国内希少野生動物等	国内：国内希少野生動植物種 特１：特定第一種国内希少野生動植物種 特２：特定第二種国内希少野生動植物種 国際：国際希少野生動植物種 緊急：緊急指定種 保護区：生息地等保護区	「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令」（平成 5 年政令第 17 号、最終改正：令和 2 年政令第 6 号）	○	○
Ⅲ	「環境省レッドリスト 2020」（環境省、令和 2 年）の掲載種	EX：絶滅 EW：野生絶滅 CR＋EN：絶滅危惧Ⅰ類 CR：絶滅危惧 IA 類 EN：絶滅危惧 IB 類 VU：絶滅危惧 II 類 NT：準絶滅危惧 DD：情報不足 LP：絶滅のおそれのある地域個体群	「環境省レッドリスト 2020 の公表について」（環境省報道発表資料、令和 2 年）	○	
Ⅳ	「近畿地区・鳥類レッドデータブック」（ 山岸哲監修、平成 14 年）の掲載種	繁：繁殖個体群 冬：越冬個体群 通：通過個体群 夏：夏季滞在個体群 1：危機的絶滅危惧種 2：絶滅危惧種 3：準絶滅危惧種	「近畿地区・鳥類レッドデータブック」（山岸哲監修、平成 14 年）	○	
Ⅴ	「三重県自然環境保全条例」（昭和 48 年条例第 41 号、最終改正：平成 25 年三重県条例第 89 号）に基づく三重県指定希少野生動植物種	指定：三重県指定希少野生動植物種	平成 16 年三重県告示第 403 号、平成 29 年三重県告示第 245 号、平成 30 年三重県告示第 232 号	○	
Ⅵ	「三重県レッドデータブック 2015～三重県の絶滅のおそれのある野生生物～」（三重県、平成 27 年）の掲載種	EX：絶滅 EW：野生絶滅 CR：絶滅危惧 IA 類 EN：絶滅危惧 IB 類 HS：希少野生動植物主要生息生育地 VU：絶滅危惧 II 類 NT：準絶滅危惧 DD：情報不足	「三重県レッドデータブック 2015～三重県の絶滅のおそれのある野生生物～」（三重県、平成 27 年）	○	○
Ⅶ	「三重県自然環境保全条例」（昭和 48 年条例第 41 号、最終改正：平成 25 年三重県条例第 89 号）に基づく三重県自然環境保全地域	1：自然環境保全地域 2：特別地区 3：野生動植物保護地区	昭和 53 年三重県告示第 31 号、平成 20 年三重県告示第 317 号		○

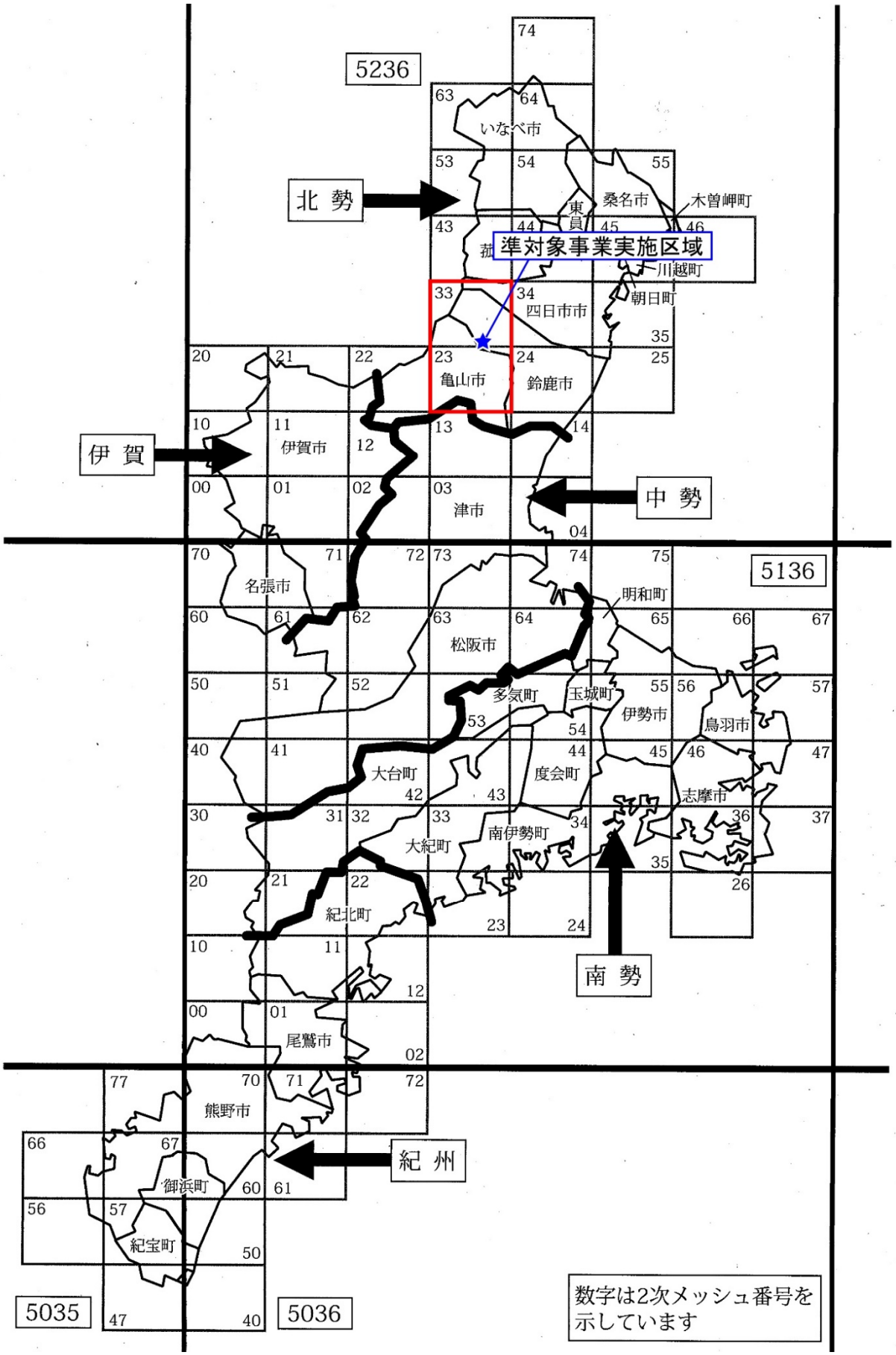

図 3.1.6-1(1)　参照した文献その他の資料及び調査範囲

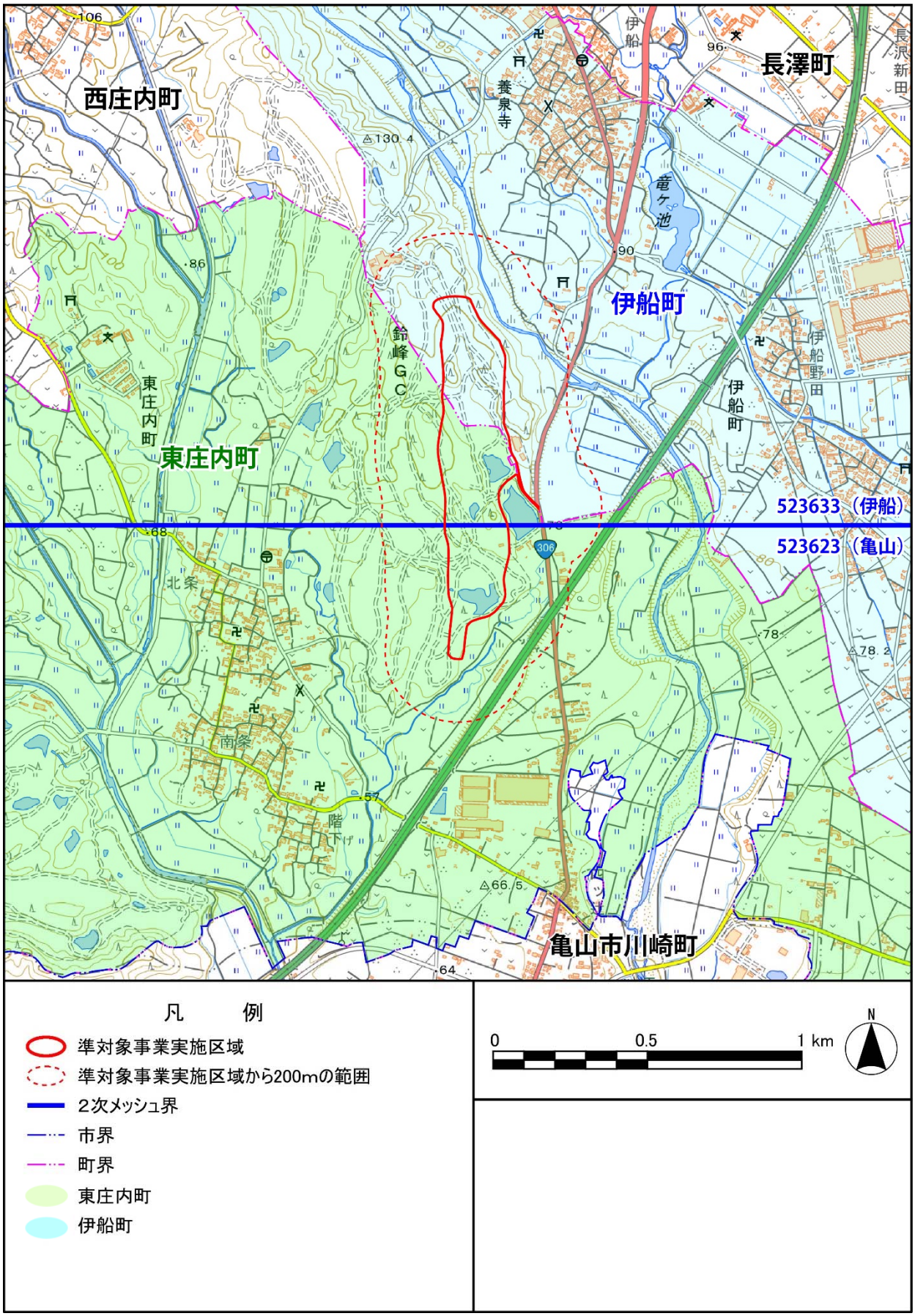

図 3.1.6-1(2)　参照した文献その他の資料及び調査範囲

①　哺乳類

「三重県レッドデータブック 2015」（2015 年、三重県）によると、三重県内で記録されている哺乳類は 42 種である。一方、「鈴鹿市の自然－鈴鹿市自然環境調査報告書－」（鈴鹿市環境部環境政策課、平成 20 年）では、ジネズミ、ヒミズ等 28 種の確認記録がある。

既存文献で確認記録のある種のうち、重要な種は表 3.1.6-3 に示すとおり、コキクガシラコウモリ、テングコウモリ等 4 種が挙げられる。

表 3.1.6-3　文献その他の資料による動物の重要な種（哺乳類）

No.	目名	科名	種名	選定基準						文献
				Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ	Ⅴ	Ⅵ	
1	コウモリ(翼手)	キクガシラコウモリ	コキクガシラコウモリ						NT	⑥
2		ヒナコウモリ	テングコウモリ						NT	⑥
3	ネズミ(齧歯)	リス	ニホンリス						NT	③④⑥⑧
4	ウシ(偶蹄)	ウシ	カモシカ	特天		LP			VU	③④⑤⑥
計	3 目	4 科	4 種	1 種	0 種	1 種	0 種	0 種	4 種	

注 1：種名及び配列は、原則として「河川水辺の国勢調査のための生物リスト　令和元年度生物リスト」（河川環境データベース　国土交通省、令和元年）に準拠した。
注 2：選定基準は、表 3.1.6-2 に対応する。
注 3：文献番号は、表 3.1.6-1 に対応する。

②　鳥類

「三重県レッドデータブック 2015」（2015 年、三重県）によると、三重県内で記録されている鳥類は 301 種である。一方、「鈴鹿市の自然－鈴鹿市自然環境調査報告書－」（鈴鹿市環境部環境政策課、平成 20 年）では、カイツブリ、ハジロカイツブリ等 156 種の確認記録がある。

既存文献で確認記録のある種のうち、重要な鳥類は表 3.1.6-4 に示すとおり、ヤマドリ、チュウサギなど計 32 種が挙げられる。

表 3.1.6-4　文献その他の資料による動物の重要な種（鳥類）

No.	目名	科名	種名	渡り区分	選定基準						文献
					Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ	Ⅴ	Ⅵ	
1	キジ	キジ	ヤマドリ	留鳥						NT	①⑥
2	ペリカン	サギ	チュウサギ	留鳥			NT	夏 1		VU	②⑥
3	ツル	クイナ	クイナ	冬鳥				冬 2		NT	⑥
4			ヒクイナ	夏鳥			NT	繁 3		VU	⑥
5	ヨタカ	ヨタカ	ヨタカ	夏鳥			NT	繁 2		DD	①
6	チドリ	チドリ	タゲリ	冬鳥				冬 3		NT	⑥
7			ケリ	留鳥			DD				①②⑧
8			イカルチドリ	留鳥						VU	①②⑥⑧
9			コチドリ	夏鳥				繁 3		NT	⑥⑧
10		シギ	タシギ	旅鳥				冬 3			②
11			クサシギ	旅鳥				冬 2			②
12			タカブシギ	旅鳥			VU	冬 2			⑧
13	タカ	タカ	ハイタカ	冬鳥			NT			NT	⑥
14			オオタカ	留鳥			NT			VU	⑥
15			サシバ	夏鳥			VU	繁 3	指定	EN	①⑥⑧
16			イヌワシ	留鳥	国天	国内	EN	繁+冬 2		CR	⑥
17			クマタカ	留鳥		国内	EN	繁+冬 2		EN	⑥
18	ブッポウソウ	カワセミ	ヤマセミ	留鳥						NT	⑧
19	フクロウ	フクロウ	フクロウ	留鳥						NT	⑥
20			アオバズク	夏鳥						VU	⑥
21	キツツキ	キツツキ	オオアカゲラ	留鳥				繁+冬 2		VU	①⑥
22	ハヤブサ	ハヤブサ	ハヤブサ	留鳥		国内	VU			繁 CR 冬 EN	⑥
23	スズメ	サンショウクイ	サンショウクイ	夏鳥			VU	繁 3		VU	⑥
24		カササギヒタキ	サンコウチョウ	夏鳥						NT	⑥
25		ムシクイ	センダイムシクイ	夏鳥				繁 3		NT	⑥⑧
26		ヨシキリ	オオヨシキリ	夏鳥				繁 3			⑦
27		セッカ	セッカ	留鳥				繁+冬 3			⑧
28		ヒタキ	クロツグミ	夏鳥						NT	①⑥
29			コマドリ	夏鳥						NT	⑥
30			キビタキ	夏鳥				繁 3		NT	⑥
31			オオルリ	夏鳥				繁 3			①⑧
32		ホオジロ	ミヤマホオジロ	冬鳥				冬 3			②
	11 目	18 科	32 種	－	1 種	3 種	12 種	20 種	1 種	24 種	

注 1：種名及び配列は、原則として「日本鳥類目録　改訂第 7 版」（日本鳥学会、平成 24 年）に準拠した。
注 2：選定基準は、表 3.1.6-2 に対応する。
注 3：文献番号は、表 3.1.6-1 に対応する。

③　爬虫類

「三重県レッドデータブック 2015」（2015 年、三重県）によると、三重県内で記録されている爬虫類は 16 種である。一方、「鈴鹿市の自然－鈴鹿市自然環境調査報告書－」（鈴鹿市環境部環境政策課、平成 20 年）では、アカウミガメ、ニホンイシガメ等 16 種の確認記録がある。

既存文献で確認記録のある種のうち、重要な爬虫類は表 3.1.6-5 に示すとおり、ニホンイシガメ 1 種が挙げられる。

表 3.1.6-5　文献その他の資料による動物の重要な種（爬虫類）

No.	目名	科名	種名	選定基準						文献
				Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ	Ⅴ	Ⅵ	
1	カメ	ヌマガメ	ニホンイシガメ			NT				⑧
計	1 目	1 科	1 種	0 種	0 種	1 種	0 種	0 種	0 種	

注 1：種名及び配列は、原則として「河川水辺の国勢調査のための生物リスト　令和元年度生物リスト」（河川環境データベース　国土交通省、令和元年）に準拠した。
注 2：選定基準は、表 3.1.6-2 に対応する。
注 3：文献番号は、表 3.1.6-1 に対応する。

④　両生類

「三重県レッドデータブック 2015」（2015 年、三重県）によると、三重県内で記録されている両生類は 22 種である。一方、「鈴鹿市の自然－鈴鹿市自然環境調査報告書－」（鈴鹿市環境部環境政策課、平成 20 年）では、カスミサンショウウオ（新称ヤマトサンショウウオ）、ブチサンショウウオ（新称マホロバサンショウウオ）等 18 種の確認記録がある。

既存文献で確認記録のある種のうち、重要な両生類は表 3.1.6-6 に示すとおり、ヒダサンショウウオ、アカハライモリ等 5 種が挙げられる。

表 3.1.6-6　文献その他の資料による動物の重要な種（両生類）

No.	目名	科名	種名	選定基準						文献
				Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ	Ⅴ	Ⅵ	
1	有尾	サンショウウオ	ヒダサンショウウオ			NT			VU	⑥
2		イモリ	アカハライモリ			NT				③
3	無尾	ヒキガエル	ニホンヒキガエル						NT	⑥
4		アカガエル	トノサマガエル			NT				⑧
5			ナゴヤダルマガエル			EN			VU	⑥⑦
	2 目	4 科	5 種	0 種	0 種	4 種	0 種	0 種	3 種	

注 1：種名及び配列は、原則として「河川水辺の国勢調査のための生物リスト　令和元年度生物リスト」（河川環境データベース　国土交通省、令和元年）に準拠した。
注 2：選定基準は、表 3.1.6-2 に対応する。
注 3：文献番号は、表 3.1.6-1 に対応する。

⑤　昆虫類

「三重県レッドデータブック 2015」（2015 年、三重県）によると、現在の昆虫類の県産種数はまとめられていないものの、「鈴鹿市の自然－鈴鹿市自然環境調査報告書－」（鈴鹿市環境部環境政策課、平成 20 年）では、ヒメトビイロカゲロウ、ナミトビイロカゲロウ等 4,312 種の確認記録がある。

既存文献で確認記録のある種のうち、重要な昆虫類は表 3.1.6-7 に示すとおり、アオハダトンボ、ムカシトンボなど 76 種が挙げられる。

表 3.1.6-7(1)　文献その他の資料による動物の重要な種（昆虫類）

No.	目名	科名	種名	選定基準						文献
				I	II	III	IV	V	VI	
1	トンボ(蜻蛉)	カワトンボ	アオハダトンボ			NT			VU	⑥⑦
2		ムカシトンボ	ムカシトンボ						NT	①⑥
3		ヤンマ	ルリボシヤンマ						EN	⑥
4		サナエトンボ	ヒメクロサナエ						NT	⑥
5			タベサナエ			NT			NT	⑧
6		ムカシヤンマ	ムカシヤンマ						NT	①　⑥
7		エゾトンボ	ハネビロエゾトンボ			VU			CR	⑥
8		トンボ	キトンボ						EN	④⑥
9			アキアカネ						NT	④⑥
10			ミヤマアカネ						NT	④⑥
11	バッタ(直翅)	キリギリス	スズカササキリモドキ						NT	⑥
12		イナゴ	ダイリフキバッタ						EN	⑥
13	カメムシ(半翅)	セミ	エゾゼミ						NT	③⑥
14			チッチゼミ						NT	④⑥
15			エゾハルゼミ						NT	⑥
16		ツノカメムシ	ツノアカツノカメムシ						NT	⑥
17		アメンボ	オオアメンボ						NT	⑥
18		ミズムシ(昆)	ミヤケミズムシ			NT			NT	⑥
19		コオイムシ	コオイムシ			NT			NT	⑥
20			タガメ		特２	VU			VU	①⑥
21	アミメカゲロウ	ツノトンボ	キバネツノトンボ						VU	⑥
22	(脈翅)		オオツノトンボ						NT	⑥
23		ウスバカゲロウ	コマダラウスバカゲロウ						NT	⑥
24	トビケラ(毛翅)	フトヒゲトビケラ	ヒトスジキソトビケラ						VU	⑥
25	チョウ(鱗翅)	セセリチョウ	ギンイチモンジセセリ			NT			VU	⑥
26		シジミチョウ	オオミドリシジミ						VU	⑥
27			ウラジロミドリシジミ						NT	⑥
28			クロシジミ			EN			VU	⑥
29			フジミドリシジミ						NT	③④⑥
30			シルビアシジミ			EN			CR	⑥
31		タテハチョウ	ウラギンスジヒョウモン			VU			EN	⑥
32		アゲハチョウ	ギフチョウ			VU		指定	EN	①
33		シロチョウ	ツマグロキチョウ			EN			CR	③⑥
34		ヤガ	カバフキシタバ						VU	⑥
35			キシタアツバ			NT				⑦
36	ハエ(双翅)	ハナアブ	カクモンハラブトハナアブ						NT	⑥
37	コウチュウ		シャクダイジンメクラチビゴミムシ						CR	①⑥
38	(鞘翅)		オオトックリゴミムシ			NT			VU	⑥
39		ハンミョウ	アイヌハンミョウ			NT			NT	⑥
40			ホソハンミョウ			VU			EN	④⑥
41		ゲンゴロウ	クロゲンゴロウ			NT			VU	⑥
42			シマゲンゴロウ			NT			NT	⑥⑦
43			マルケシゲンゴロウ			NT			EN	⑥⑦
44			キベリクロヒメゲンゴロウ			NT			EN	⑥
45			コウベツブゲンゴロウ			NT			NT	⑥
46			コシマチビゲンゴロウ			VU				⑦

表 3.1.6-7(2)　文献その他の資料による動物の重要な種（昆虫類）

No.	目名	科名	種名	選定基準						文献
				I	II	III	IV	V	VI	
47	（コウチュウ	（ゲンゴロウ）	ヒメシマチビゲンゴロウ						VU	⑥
48	(鞘翅))		ゴマダラチビゲンゴロウ						VU	⑥⑦
49			キベリマメゲンゴロウ			NT			NT	⑥
50		ミズスマシ	オオミズスマシ			NT			EN	⑥
51			ミズスマシ			VU			EN	⑥
52			コオナガミズスマシ			VU			NT	⑥
53		ホソガムシ	ヤマトホソガムシ			NT			VU	⑦
54		ガムシ	スジヒラタガムシ			NT			DD	⑦
55			コガムシ			DD			NT	⑥⑦
56			ガムシ			NT			NT	⑥⑦
57			コガタガムシ			VU			NT	⑥⑦
58			シジミガムシ			EN				⑦
59		シデムシ	ヤマトモンシデムシ			NT			VU	⑥
60		クワガタムシ	コルリクワガタ近畿亜種						NT	⑥
61			オニクワガタ						NT	⑥
62		コガネムシ	アカマダラハナムグリ			DD			NT	⑥
63			マルツヤマグソコガネ						NT	⑥
64			ミヤマダイコクコガネ						VU	⑥
65			ジュウシチホシハナムグリ						NT	⑥
66			ミヤマオオハナムグリ						NT	⑥
67		コブスジコガネ	アイヌコブスジコガネ						NT	⑥
68		アリモドキ	クロスジイッカク						NT	⑥
69		アカハネムシ	ヘリハネムシ						NT	⑥
70		カミキリムシ	フタコブルリハナカミキリ						VU	⑥
71			ヨツボシカミキリ			EN			CR	⑥
72			ムナコブハナカミキリ						CR	⑥
73		ゾウムシ	イチハシシギゾウムシ						NT	⑥
74			タマサルゾウムシ						NT	⑥
75	ハチ(膜翅)	ハバチ	バイケイソウハバチ						EN	①
76		アリ	トゲアリ			VU				⑧
	9 目	39 科	76 種	0 種	0 種	37 種	0 種	1 種	73 種	

注 1：種名及び配列は、原則として「河川水辺の国勢調査のための生物リスト　令和元年度生物リスト」（河川環境データベース　国土交通省、令和元年）に準拠した。
注 2：選定基準は、表 3.1.6-2 に対応する。
注 3：文献番号は、表 3.1.6-1 に対応する。

⑥　クモ類

「三重県レッドデータブック 2015」（三重県、2015 年）によると、三重県内で記録されているクモ類は 534 種である。一方、「鈴鹿市の自然－鈴鹿市自然環境調査報告書－」（鈴鹿市環境部環境政策課、平成 20 年）では、キノボリトタテグモ、カネコトタテグモ等 336 種の確認記録がある。

既存文献で確認記録のある種のうち、重要なクモ類は表 3.1.6-8 に示すとおり、キノボリトタテグモ、オニグモなど 9 種が挙げられる。

表 3.1.6-8　文献その他の資料による動物の重要な種（クモ類）

No.	目名	科名	種名	選定基準						文献
				Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ	Ⅴ	Ⅵ	
1	クモ	ジグモ	ワスレナグモ			NT			NT	⑥
2		カネコトタテグモ	カネコトタテグモ			NT			VU	⑥
3		トタテグモ	キノボリトタテグモ			NT			NT	⑥
4		ホラヒメグモ	スズカホラヒメグモ						EN	⑥
5		コガネグモ	オニグモ						NT	⑥
6			コガネグモ						NT	⑥
7		サシアシグモ	シノビグモ						NT	⑥
8		アワセグモ	アワセグモ						NT	⑥
9		カニグモ	アシナガカニグモ						NT	⑥
計	1 目	8 科	9 種	0 種	0 種	3 種	0 種	0 種	9 種	

注 1：種名及び配列は、原則として「河川水辺の国勢調査のための生物リスト　令和元年度生物リスト」（河川環境データベース　国土交通省、令和元年）に準拠した。
注 2：選定基準は、表 3.1.6-2 に対応する。
注 3：文献番号は、表 3.1.6-1 に対応する。

⑦　陸産貝類

「三重県レッドデータブック 2015」（三重県、2015 年）によると、三重県内で記録されている陸産貝類は 144 種である。一方、「鈴鹿市の自然－鈴鹿市自然環境調査報告書－」（鈴鹿市環境部環境政策課、平成 20 年）では、ホラアナゴマオカチグサガイ、クチマガリスナガイ等 209 種の貝類（淡水産・海産貝類含む）の確認記録がある。

既存文献で確認記録のある種のうち、重要な陸産貝類は表 3.1.6-9 に示すとおり、アツブタガイ、イノウエヤマトガイなど 16 種が挙げられる。

表 3.1.6-9　文献その他の資料による動物の重要な種（陸産貝類）

No.	目名	科名	種名	選定基準						文献
				Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ	Ⅴ	Ⅵ	
1	中腹足	ヤマタニシ	アツブタガイ						NT	③⑥⑦
2			イノウエヤマトガイ			VU			VU	⑥
3			サドヤマトガイ			NT			NT	⑥
4	柄眼	カワザンショウガイ	ホラアナゴマオカチグサ			CR+EN			NT	⑥
5		オカモノアラガイ	ナガオカモノアラガイ			NT			NT	⑥
6		キバサナギガイ	クチマガリスナガイ			VU			VU	③⑥
7		キセルガイ	キョウトギセル			VU			NT	③⑥
8			オオギセル			NT				③
9			ハゲギセル						NT	③⑥
10			ヒロクチコギセル			CR+EN			EN	⑥
11		ベッコウマイマイ	スジキビ			NT			NT	⑥
12			ウメムラシタラガイ			NT				③
13			ビロウドマイマイ			DD			NT	⑥
14		オナジマイマイ	ミヤマヒダリマキマイマイ			VU			EN	⑥
15			イブキクロイワマイマイ						NT	⑥
16			ヒルゲンドルフマイマイ			NT			NT	③⑥
計	2 目	7 科	16 種	0 種	0 種	13 種	0 種	0 種	14 種	

注 1：種名及び配列は、原則として「生物多様性調査動物分布調査(陸産及び淡水産貝類)報告書」（環境省、平成 14 年）に準拠した。
注 2：選定基準は、表 3.1.6-2 に対応する。
注 3：文献番号は、表 3.1.6-1 に対応する。

⑧　陸生動物の重要な生息地

準対象事業実施区域及びその周囲において、表 3.1.6-2 の選定基準に該当する重要な生息地は分布していない。

⑨　専門家への聞き取り

準対象事業実施区域及びその周囲における重要な種の分布及び生息の状況並びに注目すべき生息地の分布の状況について、収集整理した情報の精度を確認するとともに、文献その他の資料では得られない地域の情報の収集を目的とし、専門家への聞き取り調査を実施した。

調査結果は表 3.1.6-10 及び 3.1.6-11 に示すとおりである。

表 3.1.6-10　専門家等への聞き取り調査結果（鳥類を除く陸生動物全般）

専門分野 （所　属）	調査時期	調査結果の概要
鳥類を除く陸生動物 （元県立博物館職員）	令和 2 年 7 月	①　文献調査について ・調査対象とした文献から収録された調査結果は、当該地域及び周辺に生息の可能性のある動物相をおおむね反映しているものと考えられる。 ②　哺乳類・爬虫類・両生類の重要な種について ・コキクガシラコウモリとテングコウモリについては、当該地域に生息洞穴は見られないが、夜間に近隣地域（亀山市など）より採食のため飛来する可能性は示唆される。 ・ニホンリスはアカマツ林が広く分布することから、出没する可能性がある。 ・カモシカについては主要生息域から離れているが、近年、里地に出現する個体もあり、当該地域周辺にも稀に出没する可能性はある。 ・ニホンイシガメは、当該地域および周辺に幾つかの溜池が見られることから生息している可能性がある。 ・三重県産のカスミサンショウウオとブチサンショウウオは現在、DNA を用いた新分類により細分され、種名が変更されているので新名称を用いる必要がある。 ・溜池が幾つか見られることから、アカハライモリとトノサマガエルは当該地域および周辺に生息している可能性が示唆される。また、周辺地域に湿地（浅い水場）があれば、ニホンヒキガエルが出現する可能性がある。 ③　昆虫類の重要な種について ・溜池や水田が見られることから、トンボ類、水生カメムシ類及び水生コウチュウ類のうち幾つかの種は生息あるいは飛来する可能性が示唆される。

表 3.1.6-11　専門家等への聞き取り調査結果（鳥類）

専門分野 （所　属）	調査時期	調査結果の概要
鳥類 （県生物多様性保全アドバイザー）	令和 2 年 7 月	①　文献調査について ・文献調査の結果は、当該地域の鳥類相を把握するにあたって十分にできていると思う。 ②　鳥類種の重要な種について ・準対象事業実施区域は既に人工改変地であり、これの再改変であることから基本的には大きな影響はないと考える。 ・オオタカ等の猛禽類やフクロウ類が抽出されているが、まとまった森は見受けられず、営巣は考えにくい。ただし、採餌や越冬のために一時的に利用されている可能性は考えられる。 ・同様にサンコウチョウやキビタキなどのまとまった森を好む種が準対象事業実施区域に依存しているとは考えにくい。 ・河川の砂礫地に生息するイカルチドリやコチドリが抽出されているが、周辺に存在する河川内の砂礫地がそれほど発達していないのであれば、繁殖を行っている可能性は低いだろう。 ・周辺には水田が多く存在することから、チュウサギやケリなどが生息すると考える。 ・準対象事業実施区域内やその周辺に池が点在しているが、アシ原が存在しているのであれば、ヒクイナが生息している可能性がある。

(2)　陸生植物の生育、植生の状況

陸生植物（種子植物、シダ植物、蘚苔類）の生育、植生の状況は、当該地域の自然特性を勘案し、準対象事業実施区域及びその周囲を対象に、文献その他の資料により整理した。

調査の範囲は、原則として準対象事業実施区域及びその周囲 200ｍが含まれる 2 次メッシュである「亀山 523623」及び「伊船 523633)」並びに準対象事業実施区域近辺における既存文献を対象とした。また、文献中の確認記録において、確認箇所の所在が記録されているものについては、準対象事業実施区域及びその周囲 200ｍが含まれる「鈴鹿市東庄内町」及び「鈴鹿市伊船町」の記録を対象とした。

参照した文献その他の資料は表 3.1.6-12 に、調査範囲は前掲の図 3.1.6-1 に示すとおりである。

また、重要な種については、表 3.1.6-13 に示す選定基準に基づいて抽出を行った。

表 3.1.6-12　文献その他の資料の一覧（陸生植物）

文献番号	文献名	分類群		抽出対象
		維管束植物	蘚苔類	
①	「三重県レッドデータブック 2015～三重県の絶滅のおそれのある野生生物～」（三重県、平成 27 年)	○	○	2 次メッシュ「亀山(523623)」及び「伊船(523633)」で確認された種を対象とした(図 3.1.6-1 参照)。
②	「鈴鹿市の自然－鈴鹿市自然環境調査報告書－」（鈴鹿市環境部環境政策課、平成 20 年)	○	○	「鈴鹿市東庄内町」及び「鈴鹿市伊船町」において確認記録がある種を対象とした。
③	「鈴峰ゴルフ倶楽部 9 ホール増設計画に係る環境影響調査報告書」（鈴峰企業株式会社、昭和 61 年)	○		文献中に記載されているすべての種を対象とした。

表 3.1.6-13　陸生植物の重要な種、重要な群落の選定基準

選定基準			文献その他の資料	重要な種	重要な群落
Ⅰ	「文化財保護法」（昭和 25 年法律第 214 号､最終改正：平成 26 年法律第 69 号)に基づく天然記念物､三重県文化財保護条例（昭和 32 年三重県条例第 72 号）に基づく指定天然記念物､､鈴鹿市文化財保護条例（昭和 48 年鈴鹿市条例第 33 号）に基づく指定天然記念物	特天：国指定特別天然記念物 国天：国指定天然記念物 県天：三重県指定天然記念物 市天：鈴鹿市指定天然記念物	「国指定文化財等データベース」（文化庁ホームページ、閲覧：令和 2 年 7 月)、「文化財情報データベース」（三重県ホームページ、閲覧：令和 2 年 7 月)、「鈴鹿市の文化財保護」（鈴鹿市ホームページ、閲覧：令和 2 年 7 月）	○	○
Ⅱ	「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」（平成 4 年法律第 75 号、最終改正：令和元年法律第 37 号）に基づく国内希少野生動物等	国内：国内希少野生動植物種 特 1：特定第一種国内希少野生動植物種 特 2：特定第二種国内希少野生動植物種 国際：国際希少野生動植物種 緊急：緊急指定種 保護区：生息地等保護区	「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令」（平成 5 年政令第 17 号、最終改正：令和 2 年政令第 6 号）	○	
Ⅲ	「環境省レッドリスト 2020」（環境省、令和 2 年）の掲載種	EX：絶滅 EW：野生絶滅 CR＋EN：絶滅危惧 I 類 CR：絶滅危惧 IA 類 EN：絶滅危惧 IB 類 VU：絶滅危惧 II 類 NT：準絶滅危惧 DD：情報不足 LP：絶滅のおそれのある地域個体群	「環境省レッドリスト 2020 の公表について」（環境省報道発表資料、令和 2 年）	○	
Ⅳ	「改訂・近畿地方の保護上重要な植物-レッドデータブック近畿 2001-」（レッドデータブック近畿研究会、平成 13 年）の掲載種	絶滅：絶滅種 A：絶滅危惧種 A B：絶滅危惧種 B C：絶滅危惧種 C 準：準絶滅危惧種	「改訂・近畿レッドデータブック-レッドデータブック近畿 2001-」（レッドデータブック近畿研究会、平成 13 年）	○	
Ⅴ	「三重県自然環境保全条例」（昭和 48 年条例第 41 号、最終改正:平成 25 年三重県条例第 89 号）に基づく三重県希少野生動植物種	指定：三重県指定希少野生動植物種	平成 16 年三重県告示第 403 号、平成 29 年三重県告示第 245 号、平成 30 年三重県告示第 232 号	○	
Ⅵ	「三重県レッドデータブック 2015～三重県の絶滅のおそれのある野生生物～」（三重県、平成 27 年）の掲載種	EX：絶滅 EW：野生絶滅 CR：絶滅危惧 IA 類 EN：絶滅危惧 IB 類 HS：希少野生動植物主要生息生育地 VU：絶滅危惧 II 類 NT：準絶滅危惧 DD：情報不足	「三重県レッドデータブック 2015～三重県の絶滅のおそれのある野生生物～」（三重県、平成 27 年）	○	○
Ⅶ	「第 5 回 自然環境保全基礎調査　特定植物群落調査報告書」（環境庁、平成 12 年）に掲載されている特定植物群落	A：原生林もしくはそれに近い自然林 B：国内若干地域に分布するが､極めて稀な植物群落または個体群 C：比較的普通に見られるものであっても､南限・北限・隔離分布等分布限界になる産地に見られる植物群落または個体群 D：砂丘、断崖地、塩沼地、湖沼、河川、湿地、高山、石灰岩地等の特殊な立地に特有な植物群落または個体群で、その群落の特徴が典型的なもの E：郷土景観を代表する植物群落で､特にその群落の特徴が典型的なもの F：過去において人工的に植栽されたことが明らかな森林であっても､長期にわたって伐採等の手が入っていないもの G：乱獲､その他人為の影響によって､当該都道府県内で極端に少なくなるおそれのある植物群落または個体群 H：その他､学術上重要な植物群落	「第 5 回 自然環境保全基礎調査　特定植物群落調査報告書」（環境庁、平成 12 年）		○
Ⅷ	「植物群落レッドデータ・ブック」（NACS－J、WWF Japan、平成 8 年）に掲載の植物群落	4：緊急に対策必要 3：対策必要 2：破壊の危惧 1：要注意	「植物群落レッドデータ・ブック」(NACS－J、WWF Japan、平成 8 年)		○
Ⅸ	「三重県自然環境保全条例」（昭和 48 年条例第 41 号、最終改正：平成 25 年三重県条例第 89 号）に基づく三重県自然環境保全地域	1：自然環境保全地域 2：特別地区 3：野生動植物保護地区	昭和 53 年三重県告示第 31 号、平成 20 年三重県告示第 317 号		○

①　種子植物

「三重県レッドデータブック 2015」（2015 年、三重県）によると、三重県内に生育する維管束植物（種子植物及びシダ植物）はおよそ 3,000 種（うちシダ植物 300 種以上）を超えると推測されている。一方、「鈴鹿市の自然－鈴鹿市自然環境調査報告書－」（鈴鹿市環境部環境政策課、平成 20 年）では、モミ、カラマツ等 1,983 種の確認記録がある。

既存文献で確認記録のある種のうち、重要な種は表 3.1.6-14 に示すとおり、ハイイヌガヤ、シデコブシなど 89 種が挙げられる。

表 3.1.6-14(1)　文献その他の資料による植物の重要な種（種子植物）

No.	目名	科名	種名	選定基準						文献
				I	II	III	IV	V	VI	
1	ヒノキ	イチイ	ハイイヌガヤ						NT	①
2	モクレン	モクレン	シデコブシ			NT	A	指定	EN	①
3	オモダカ	サトイモ	ホロテンナンショウ		特１	CR	C		CR	①
4		チシマゼキショウ	ハナゼキショウ				準		VU	①
5			イワショウブ				A		VU	①
6		トチカガミ	イトトリゲモ			NT	A		EN	①
7			ミズオオバコ			VU			VU	①
8	ヤマノイモ	ヒナノシャクジョウ	ヒナノシャクジョウ				B		VU	①
9	ユリ	ユリ	ミノコバイモ			VU	A		CR	①
10			ササユリ						NT	①
11	クサスギカズラ	ラン	マメヅタラン			NT	準		NT	①
12			エビネ			NT			NT	①
13			ギンラン						VU	①
14			カキラン						NT	①
15			クロヤツシロラン						NT	①
16			ミズトンボ			VU	C		NT	①
17			ジンバイソウ						EN	①
18		ススキノキ	ノカンゾウ						NT	①
19	イネ	ガマ	ナガエミクリ			NT	準		NT	①②
20		ホシクサ	クロイヌノヒゲ			NT	A		EN	①
21		カヤツリグサ	アズマスゲ				準		VU	①
22			ヒメスゲ				準		VU	①
23			ツルミヤマカンスゲ						VU	①
24			シロガヤツリ				A		VU	①
25			コアゼテンツキ				B		EN	①
26			トラノハナヒゲ				B		VU	①
27			マツサカススキ				C		VU	①
28			コシンジュガヤ				C		NT	①
29		イネ	ミヤマヌカボ				準		NT	①
30			コウボウ				C		EN	①
31			ムカゴツヅリ				A		VU	①
32			ヒゲシバ				B		CR	①
33		ケシ	ヤマキケマン				準		VU	①
34	キンポウゲ	キンポウゲ	シコクフクジュソウ			VU			CR	①
35			イチリンソウ						NT	①
36			クサボタン						NT	①
37			トリガタハンショウヅル						NT	①
38	ユキノシタ	スグリ	ヤブサンザシ						VU	①
39	マメ	マメ	シバハギ				A		NT	①
40	バラ	バラ	ヤマブキショウマ						EN	①
41			カワラサイコ				A		VU	①
42			イワキンバイ				準		EN	①
43			マメナシ			EN	B	指定	EN	①
44			ミヤマニガイチゴ						VU	①
45			ナガボノワレモコウ				A		VU	①

表 3.1.6-14(2)　文献その他の資料による植物の重要な種（種子植物）

No.	目名	科名	種名	選定基準						文献
				Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ	Ⅴ	Ⅵ	
46	(バラ)	(バラ)	イブキシモツケ						VU	①
47	ブナ	ブナ	イヌブナ						NT	①
48	キントラノオ	ヤナギ	ヤマヤナギ						CR	①
49	フウロソウ	フウロソウ	ヒメフウロ				C		VU	①
50	ナデシコ	タデ	サイコクヌカボ			VU	C		VU	①
51		モウセンゴケ	イチモチソウ			NT	C		VU	①
52			モウセンゴケ						NT	①
53			コモウセンゴケ				準		VU	①
54			トウカイコモウセンゴケ				C		NT	①
55	ツツジ	サクラソウ	カラタチバナ						NT	②
56		ハイノキ	クロミノニシゴリ				A		NT	①
57		イワウメ	イワウチワ						VU	①
58		ツツジ	ウメガサソウ						NT	①
59			サラサドウダン						VU	①
60			カイナンサラサドウダン						NT	①
61			アカヤシオ						NT	①
62			チョウジコメツツジ						EN	①
63	リンドウ	リンドウ	ハルリンドウ						NT	①
64			イヌセンブリ			VU	C		VU	①
65		キョウチクトウ	コイケマ						EN	①
66			ツルガシワ				C		VU	①
67			スズサイコ			NT	C		VU	①
68			コバノカモメヅル				C		VU	①
69	シソ	オオバコ	イヌノフグリ			VU	準		NT	①
70		シソ	オウギカズラ				準		NT	①
71			マネキグサ			NT	準		VU	①
72			ウスギナツノタムラソウ						NT	①
73			ミゾコウジュ			NT	C		VU	①
74			シソバタツナミ				準		VU	①
75		ハマウツボ	クチナシグサ						VU	②
76			コシオガマ						VU	①
77		タヌキモ	ノタヌキモ			VU			VU	①
78	キク	キキョウ	キキョウ			VU	C		NT	①
79		キク	チョウジギク				準		CR	①
80			ヤマジノギク						EN	①
81			コモノギク				C		VU	①
82			オケラ				C		VU	①
83			ワタムキアザミ			VU	C		NT	①
84			アキノハハコグサ			EN	A		CR	①
85			ミヤコアザミ				A		EN	①
86			オカオグルマ				C		NT	①
87	マツムシソウ	スイカズラ	キンレイカ				準		VU	①
88			マツムシソウ				A		CR	①
89			イワツクバネウツギ			VU	準		EN	①
	20 目	36 科	89 種	0 種	1 種	24 種	54 種	2 種	89 種	

注 1：種名及び配列は、原則として「河川水辺の国勢調査のための生物リスト　令和元年度生物リスト」（河川環境データベース　国土交通省　令和元年）に準拠した。
注 2：選定基準は、表 3.1.6-13 に対応する。
注 3：文献番号は、表 3.1.6-12 に対応する。

②　シダ植物

「鈴鹿市の自然－鈴鹿市自然環境調査報告書－」（鈴鹿市環境部環境政策課、平成 20 年）では、シダ植物はミズスギ、ヒメスギラン等 189 種の確認記録がある。

既存文献で確認記録のある種のうち、重要な種は表 3.1.6-15 に示すとおり、アスヒカズラ、マツバランなど 10 種が挙げられる。

表 3.1.6-15　文献その他の資料による植物の重要な種（シダ植物）

No.	目名	科名	種名	選定基準						文献
				Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ	Ⅴ	Ⅵ	
1	ヒカゲノカズラ	ヒガゲノカズラ	アスヒカズラ				A		CR	①
2	マツバラン	マツバラン	マツバラン			NT	準		VU	①
3	コケシノブ	コケシノブ	コケシノブ				準		VU	①
4	ウラボシ	オシダ	ツクシイワヘゴ				A		EN	①
5			オシダ						NT	①
6			シラネワラビ						VU	①
7			タカサゴシダ			NT	準		EN	①
8			ミヤマベニシダ						NT	①
9			イワイタチシダ				準		VU	①
10			アスカイノデ						EN	③
	4 目	4 科	10 種	0 種	0 種	2 種	6 種	0 種	10 種	

注 1：種名及び配列は、原則として「河川水辺の国勢調査のための生物リスト　令和元年度生物リスト」（河川環境データベース　国土交通省　令和元年）に準拠した。
注 2：選定基準は、表 3.1.6-13 に対応する。
注 3：文献番号は、表 3.1.6-12 に対応する。

③　蘚苔植物

「三重県レッドデータブック 2015」（2015 年、三重県）によると、三重県内で記録されている蘚類は 537 種、苔類は 295 種とされている。一方、「鈴鹿市の自然－鈴鹿市自然環境調査報告書－」（鈴鹿市環境部環境政策課、平成 20 年）では、オオミズゴケ、イクビゴケ等 212 種の確認記録がある。

既存文献で確認記録のある種のうち、重要な種は表 3.1.6-16 に示すとおり、ヤマコスギゴケ、オオミミゴケ、ヨウジョウゴケの 3 種が挙げられる。

表 3.1.6-16　文献その他の資料による植物の重要な種（蘚苔植物）

No.	分類	科名	種名	選定基準						文献
				Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ	Ⅴ	Ⅵ	
1	蘚類	スギゴケ	ヤマコスギゴケ						NT	①
2		ヒムロゴケ	オオミミゴケ						EN	①
3	苔類	クサリゴケ	ヨウジョウゴケ			NT			NT	①
計	2 分類	3 科	3 種	0 種	0 種	1 種	0 種	0 種	3 種	

注 1：種名及び配列は、原則として「日本の野生植物　コケ」（平凡社、平成 13 年）に準拠した。
注 2：選定基準は、表 3.1.6-13 に対応する。
注 3：文献番号は、表 3.1.6-12 に対応する。

④　陸生植物の重要な群落

準対象事業実施区域及びその周囲において、表 3.1.6-13 の選定基準に該当する重要な植物群落は分布していない。

⑤　植生の概要

準対象事業実施区域及びその周囲の植生の状況は、「第 6-7 回　自然環境保全基礎調査　植生調査（1/25,000 縮尺）（環境省、平成 21 年)」によると、図 3.1.6-2 に示すとおりである。

準対象事業実施区域は「鈴峰ゴルフ倶楽部」として使用されているため、大部分が「ゴルフ場・芝地」や「アカマツ植林」となっている。その周囲では、丘陵部には同様のゴルフ場用地のほか、スギ・ヒノキ・サワラ植林やモチツツジ - アカマツ群集等の森林植生がみられ、平坦部には主に水田雑草群落がみられる。また、市街地や工場地帯等の人口構造物も多くみられる。

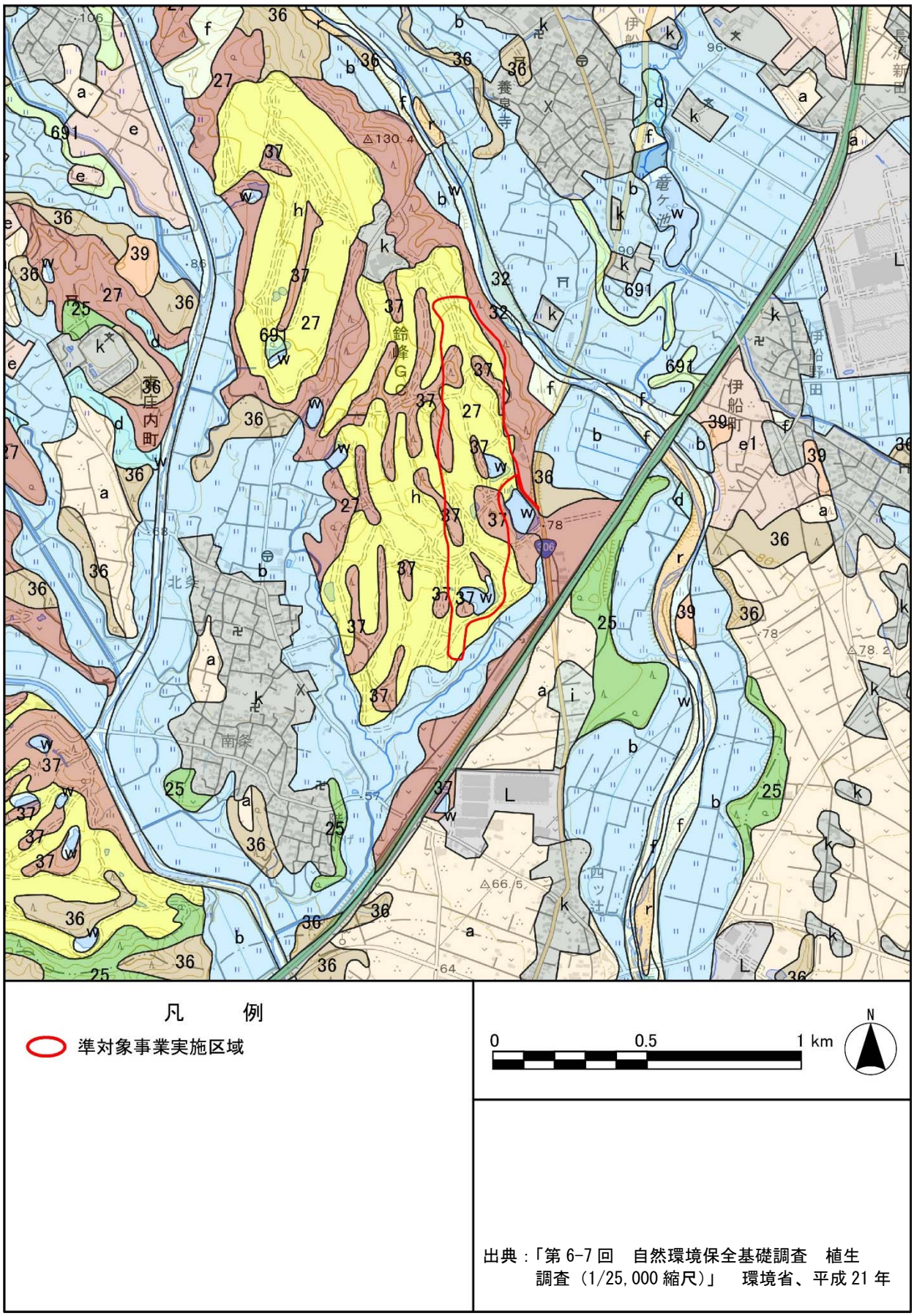

図 3.1.6-2(1)　現存植生図

植生区分	図中凡例	凡例名	統一凡例番号
ヤブツバキクラス域代償植生	25	シイ・カシ二次林	400100
	691	ケネザサ - コナラ群集	410106
	27	モチツツジ - アカマツ群集	420102
河辺・湿原・沼沢地・砂丘植生	32	ツルヨシ群集	470501
植林地・耕作地植生	36	スギ・ヒノキ・サワラ植林	540100
	37	アカマツ植林	540200
	39	竹林	550000
	h	ゴルフ場・芝地	560100
	f	路傍・空地雑草群落	570100
	e	果樹園	570200
	e1	茶畑	570201
	a	畑雑草群落	570300
	b	水田雑草群落	570400
	d	放棄水田雑草群落	570500
市街地等	k	市街地	580100
	i	緑の多い住宅地	580101
	L	工場地帯	580300
	w	開放水域	580600
	r	自然裸地	580700

注 1：図中 No. は現存植生図内の番号に対応する。
注 2：統一凡例番号とは、「生物多様性情報システム自然環境保全基礎調査　植生調査（植生自然度調査）」（環境省生物多様性センターホームページ、閲覧：令和 2 年 7 月）の 1/25,000 に示される 6 桁統一凡例番号（凡例コード）である。

図 3.1.6-2(2)　現存植生図

⑥　専門家への聞き取り

準対象事業実施区域及びその周囲における重要な種の分布及び生育の状況並びに重要な群落の分布の状況について、収集整理した情報の精度を確認するとともに、文献その他の資料では得られない地域の情報の収集を目的とし、専門家への聞き取り調査を実施した。

調査結果は表 3.1.6-17 に示すとおりである。

表 3.1.6-17　専門家等への聞き取り調査結果（陸生植物）

専門分野 （所　属）	調査時期	調査結果の概要
陸生植物 （三重自然誌の会）	令和 2 年 9 月	①　文献調査について ・地域の植物相を把握する上で適切な範囲の文献収集・整理が行われており、当該地域で生育する可能性のある種がほぼ網羅されている。 ②　重要な種について ・林内への木漏れ日や土壌の様子、溜池内周辺に湿地があるか、浅いか急深であるか、堤体の状態など、微妙な環境条件がわからないため、現地の状況を航空写真から推定するしかないが、文献調査で抽出されている種の中では、ミズオオバコ、エビネ、ノカンゾウ、ナガエミクリ、シロガヤツリ、コシンジュガヤ、クロミノニシゴリ、ハルリンドウ、イヌセンブリ、スズサイコ、コバノカモメヅル、オカオグルマは生育の可能性があると思われる。 ・また、文献調査では挙がってきていないものの、光の入る林内・林縁でキンラン、芝生内でイトテンツキ、アイナエ、溜池内水湿地でタチモ、ヒナザサ、オオシロガヤツリ、ヒメアオガヤツリ、ミズトラノオ、ヌマカゼクサ、クロホシクサ、ウキシバ、ミズニラ（シダ類）、シズイ、スブタ、ヌカボタデ、堤体下部でタチカモメヅルの生育も考えられる。

(3)　水生生物の生息の状況

水生生物の生息の状況は、当該地域の自然特性を勘案し、準対象事業実施区域及びその周囲を対象に、文献その他の資料により整理した。

調査の範囲は、原則として準対象事業実施区域及びその周囲 200ｍが含まれる 2 次メッシュとなる「亀山 523623」及び「伊船 523633)」並びに準対象事業実施区域近辺における既存文献を対象とした。また、文献中の確認記録において、確認箇所の所在が記録されているものについては、準対象事業実施区域及びその周囲 200ｍが含まれる「鈴鹿市東庄内町」及び「鈴鹿市伊船町」の記録を対象とした。

参照した文献その他の資料は表 3.1.6-18 に、調査範囲は前掲の図 3.1.6-1 に示すとおりである。

また、重要な種については、表 3.1.6-19 に示す選定基準に基づいて抽出を行った。

表 3.1.6-18　文献その他の資料の一覧（水生生物）

文献番号	文献名	分類群		抽出対象
		魚類	底生生物	
①	「生物多様性情報システム(第 4 回自然環境保全基礎調査 動植物分布調査)」(環境省生物多様性センターホームページ、閲覧：令和元年 11 月)	○	○	2 次メッシュ「亀山(523623)」及び「伊船(523633)」で確認された種を対象とした(図 3.1.6-1 参照)。
②	「生物多様性情報システム(第 5 回自然環境保全基礎調査 生物多様性調査)」(環境省生物多様性センターホームページ、閲覧：令和元年 11 月)		○	
③	「三重県レッドデータブック 2015～三重県の絶滅のおそれのある野生生物～」(三重県、平成 27 年)	○	○	2 次メッシュ「亀山(523623)」及び「伊船(523633)」で確認された種を対象とした(図 3.1.6-1 参照)。
④	「鈴鹿市の自然－鈴鹿市自然環境調査報告書－」(鈴鹿市環境部環境政策課、平成 20 年)	○	○	「鈴鹿市東庄内町」及び「鈴鹿市伊船町」において確認記録がある種を対象とした。
⑤	「鈴峰ゴルフ倶楽部 9 ホール増設計画に係る環境影響調査報告書」(鈴峰企業株式会社、昭和 61 年)	○		文献中に記載されているすべての種を対象とした。

表 3.1.6-19　水生生物の重要な種及び注目すべき生息地の選定基準

選定基準			文献その他の資料	重要な種	重要な生息地
Ⅰ	「文化財保護法」（昭和 25 年法律第 214 号､最終改正：平成 26 年法律第 69 号)に基づく天然記念物､三重県文化財保護条例（昭和 32 年三重県条例第 72 号）に基づく指定天然記念物､､鈴鹿市文化財保護条例（昭和 48 年鈴鹿市条例第 33 号）に基づく指定天然記念物	特天：国指定特別天然記念物 国天：国指定天然記念物 県天：三重県指定天然記念物 市天：鈴鹿市指定天然記念物	「国指定文化財等データベース」（文化庁ホームページ、閲覧：令和 2 年 7 月)、「文化財情報データベース」（三重県ホームページ、閲覧：令和 2 年 7 月)、「鈴鹿市の文化財保護」（鈴鹿市ホームページ、閲覧：令和 2 年 7 月）	○	○
Ⅱ	「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」（平成 4 年法律第 75 号、最終改正：令和元年法律第 37 号）に基づく国内希少野生動物等	国内：国内希少野生動植物種 特１：特定第一種国内希少野生動植物種 特２：特定第二種国内希少野生動植物種 国際：国際希少野生動植物種 緊急：緊急指定種 保護区：生息地等保護区	「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令」（平成 5 年政令第 17 号、最終改正：令和 2 年政令第 6 号）	○	○
Ⅲ	「環境省レッドリスト 2020」（環境省､令和 2 年)の掲載種	EX：絶滅 EW：野生絶滅 CR＋EN：絶滅危惧Ⅰ類 CR：絶滅危惧 IA 類 EN：絶滅危惧 IB 類 VU：絶滅危惧 II 類 NT：準絶滅危惧 DD：情報不足 LP：絶滅のおそれのある地域個体群	「環境省レッドリスト 2020 の公表について」（環境省報道発表資料、令和 2 年）	○	
Ⅳ	「三重県自然環境保全条例」（昭和 48 年条例第 41 号、最終改正：平成 25 年三重県条例第 89 号)に基づく三重県指定希少野生動植物種	指定：三重県指定希少野生動植物種	平成 16 年三重県告示第 403 号、平成 29 年三重県告示第 245 号、平成 30 年三重県告示第 232 号	○	
Ⅴ	「三重県レッドデータブック 2015～三重県の絶滅のおそれのある野生生物～」（三重県､平成 27 年)の掲載種	EX：絶滅 EW：野生絶滅 CR：絶滅危惧 IA 類 EN：絶滅危惧 IB 類 HS：希少野生動植物主要生息生育地 VU：絶滅危惧 II 類 NT：準絶滅危惧 DD：情報不足	「三重県レッドデータブック 2015～三重県の絶滅のおそれのある野生生物～」（三重県、平成 27 年）	○	○
Ⅵ	「三重県自然環境保全条例」（昭和 48 年条例第 41 号、最終改正：平成 25 年三重県条例第 89 号）に基づく三重県自然環境保全地域	指定：自然環境保全地域	昭和 53 年三重県告示第 31 号、平成 20 年三重県告示第 317 号		○

①　魚類

「三重県レッドデータブック 2015」（2015 年、三重県）によると、三重県内で記録されている淡水魚類は 145 種である。一方、「鈴鹿市の自然－鈴鹿市自然環境調査報告書－」（鈴鹿市環境部環境政策課、平成 20 年）では、スナヤツメ、ウナギ等 43 種の確認記録がある。

既存文献で確認記録のある種のうち、重要な淡水魚類は表 3.1.6-20 に示すとおり、スナヤツメ類、ニホンウナギなど 9 種が挙げられる。

表 3.1.6-20　文献その他の資料による水生生物の重要な種（魚類）

No.	目名	科名	種名	選定基準					文献
				Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ	Ⅴ	
1	ヤツメウナギ	ヤツメウナギ	スナヤツメ類			VU		VU	③
2	ウナギ	ウナギ	ニホンウナギ			EN		EN	③④
3	コイ	コイ	アブラボテ			Nt		EN	③
4		ドジョウ	ドジョウ			NT			④⑤
5		フクドジョウ	ホトケドジョウ			EN		VU	③④
6	ナマズ	ギギ	ネコギギ	国天		EN		CR	①②③
7		アカザ	アカザ			VU		VU	③④
8	サケ	サケ	サツキマス（アマゴ）			NT			④
9	ダツ	メダカ	ミナミメダカ			VU		NT	③④⑤
	6 目	9 科	9 種	1 種	0 種	9 種	0 種	7 種	

注 1：種名及び配列は、原則として「河川水辺の国勢調査のための生物リスト　令和 2 年度生物リスト」（河川環境データベース　国土交通省、令和 2 年）に準拠した。
注 2：選定基準は、表 3.1.6-19 に対応する。
注 3：文献番号は、表 3.1.6-18 に対応する。

②　底生動物

「三重県レッドデータブック 2015」（2015 年、三重県）によると、三重県内に生息する底生動物のうち、淡水産・海産貝類に関する種数の記述はないものの、甲殻類については600種以上と推測されている。一方、「鈴鹿市の自然－鈴鹿市自然環境調査報告書－」（鈴鹿市環境部環境政策課、平成 20 年）では、甲殻類の記録はないものの、貝類は、陸産貝類を含め、マツバガイ、ヒナシタダミ等 207 種の確認記録がある。

既存文献で確認記録のある種のうち、重要な底生動物は表 3.1.6-21 に示すとおり、マルタニシ、オオタニシなど 6 種が挙げられる。

表 3.1.6-21　文献その他の資料による水生生物の重要な種（底生動物）

No.	目名	科名	種名	選定基準					文献
				Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ	Ⅵ	
1	中腹足	タニシ	マルタニシ			VU		VU	③
2			オオタニシ			NT			①④
3	基眼	モノアラガイ	モノアラガイ			NT		NT	③
4	イシガイ	イシガイ	ドブガイ					NT	①④
5			イシガイ					NT	①④
6	マルスダレガイ	シジミ	マシジミ			VU			④
計	4 目	4 科	6 種	0 種	0 種	4 種	0 種	4 種	

注 1：種名及び配列は、原則として「日本近海産貝類図鑑(第二版)」（奥谷喬司、平成 29 年）に準拠した。
注 2：選定基準は、表 3.1.6-19 に対応する。
注 3：文献番号は、表 3.1.6-18 に対応する。

③　水生動物の重要な生息地

準対象事業実施区域及びその周囲において、表 3.1.6-2 の選定基準に該当する重要な生息地は分布していない。

④　専門家への聞き取り

準対象事業実施区域及びその周囲における重要な種の分布及び生息の状況並びに注目すべき生息地の分布の状況について、収集整理した情報の精度を確認するとともに、文献その他の資料では得られない地域の情報の収集を目的とし、専門家への聞き取り調査を実施した。

調査結果は表 3.1.6-22 に示すとおりである。

表 3.1.6-22　専門家等への聞き取り調査結果（水生生物）

専門分野 （所　属）	調査時期	調査結果の概要
水生生物 （元県立博物館職員）	令和 2 年 7 月	①　文献調査について ・調査対象とした文献から収録された調査結果は、当該地域及び周辺に生息の可能性のある動物相をおおむね反映しているものと考えられる。 ②　魚類の重要種について ・周辺地域に土水路や湧水湿地があればホトケドジョウ、ドジョウ、ミナミメダカなどが生息している可能性がある。また、ミナミメダカは点在する溜池に生息している可能性がある。

(4)　生態系

準対象事業実施区域は鈴鹿山脈の東側の丘陵地帯の中にあり、現在ゴルフ場として運用されている標高約 80～100m の段丘となっている。準対象事業実施区域内の植生は、アカマツ植林と芝地、池からなっており、周辺の同様の段丘には、アカマツ二次林、シイ・カシ二次林、スギ植林なども点在している。ただし、鈴鹿山脈との森林の連続性はほとんどなく、ゴルフ場や道路などで分断されている。一方、谷底平野などの平坦部は、主に水田などの農地に利用されている。

準対象事業実施区域及びその周囲の生態系の基盤となる環境を把握するため、これらの植生の状況に基づき、当該地域に分布すると考えられる環境の類型化を行った。環境類型区分の概要は表 3.1.6-23 に、環境類型区分は図 3.1.6-3 に示すとおりである。

表 3.1.6-23　環境類型区分の概要

類型区分	主な地形	植生区分
樹林	山地、段丘等	アカマツ植林、ケネザサーコナラ群集、シイ・カシ二次林、スギ・ヒノキ・サワラ植林、モチツツジーアカマツ群集、竹林
草地・畑地	段丘等	ゴルフ場・芝地、ツルヨシ群集、果樹園、自然裸地、茶畑、畑雑草群落、路傍・空地雑草群落
水田・水路	谷底平野・氾濫平野等	ヨシクラス、水田雑草群落、放棄水田雑草群落
溜池・河川	谷、谷底平野等	開放水域
市街地	段丘等	工場地帯、市街地、造成地、緑の多い住宅地

注：植生区分は現存植生図(図 3.1.6-2 参照)による。

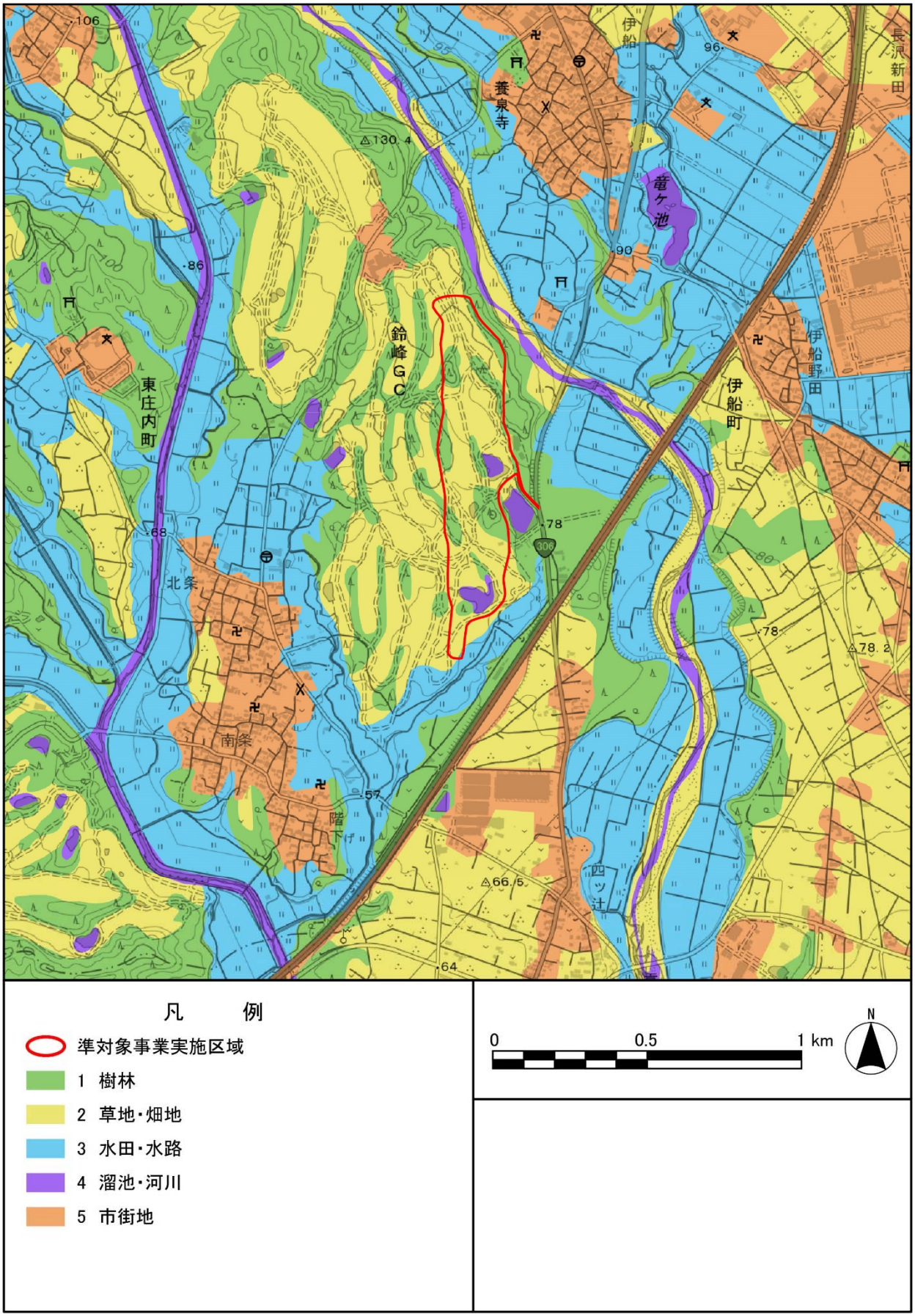

図 3.1.6-3　環境類型区分図

3.1.7　景観及び人と自然との触れ合いの活動の場

(1)　景観の状況

準対象事業実施区域は三重県北部にあり、一級河川鈴鹿川の支川である八島川及び御幣川に挟まれたの丘陵部のゴルフ場内に位置している。

景観法が平成 17 年 6 月に全面施行となったことから、景観行政を担う主体である景観行政団体として、各地方公共団体が景観計画を策定しており、鈴鹿市は平成 21 年 1 月に景観行政団体となり、平成 23 年 1 月より鈴鹿市景観計画を運用している。

また、鈴鹿市景観計画では、市域を全 7 類型の景観類型に区分し、図 3.1.7-1 に示すとおり、準対象事業実施区域及びその周囲は「丘陵地」に区分される。なお、丘陵地の景観形成方針として、「茶畑・サツキ畑の個性的な景観の保全を図るとともに、その自然的景観に調和した景観づくりを進めます。」としている。

①　景観資源の状況

公益財団法人日本交通公社が取りまとめた「観光資源台帳」（公益財団法人日本交通公社、平成 29 年 7 月、https://www.jtb.or.jp/page-search-tourism-resource/）によると、評価ランクがB級以上のものとして、鈴鹿市内では「鈴鹿サーキット」が、隣接する亀山市では「関宿」が挙げられるが、準対象事業実施区域の周囲には存在していない。

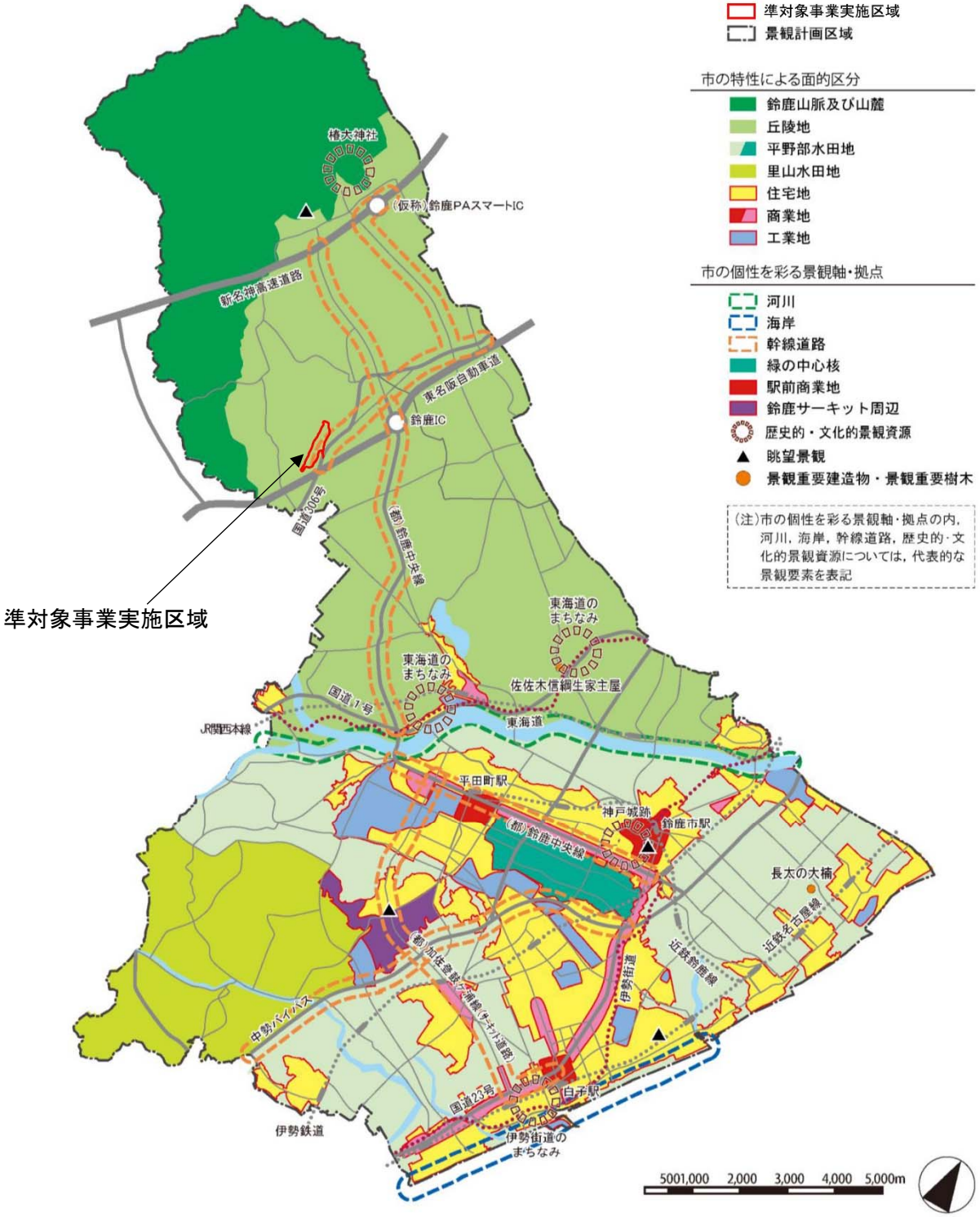

出典：鈴鹿市景観計画（鈴鹿市、平成 28 年 12 月）

図 3.1.7-1　景観類型区分

(2)　人と自然との触れ合いの活動の場の状況

準対象事業実施区域及びその周囲の人と自然との触れ合いの活動の場は、表 3.1.7-1 及び図 3.1.7-2 に示すとおりである。

準対象事業実施区域に近い施設としては、北西側には「鈴鹿ほたるの里」がある。

表 3.1.7-1　人と自然との触れ合いの活動の場

区　分	名　称	備　考
野外レクレーション地	鈴鹿ほたるの里	自然生息しているほたるを鑑賞することができる。

出典：「すずかし観光ガイド」(鈴鹿市観光協会ホームページ)

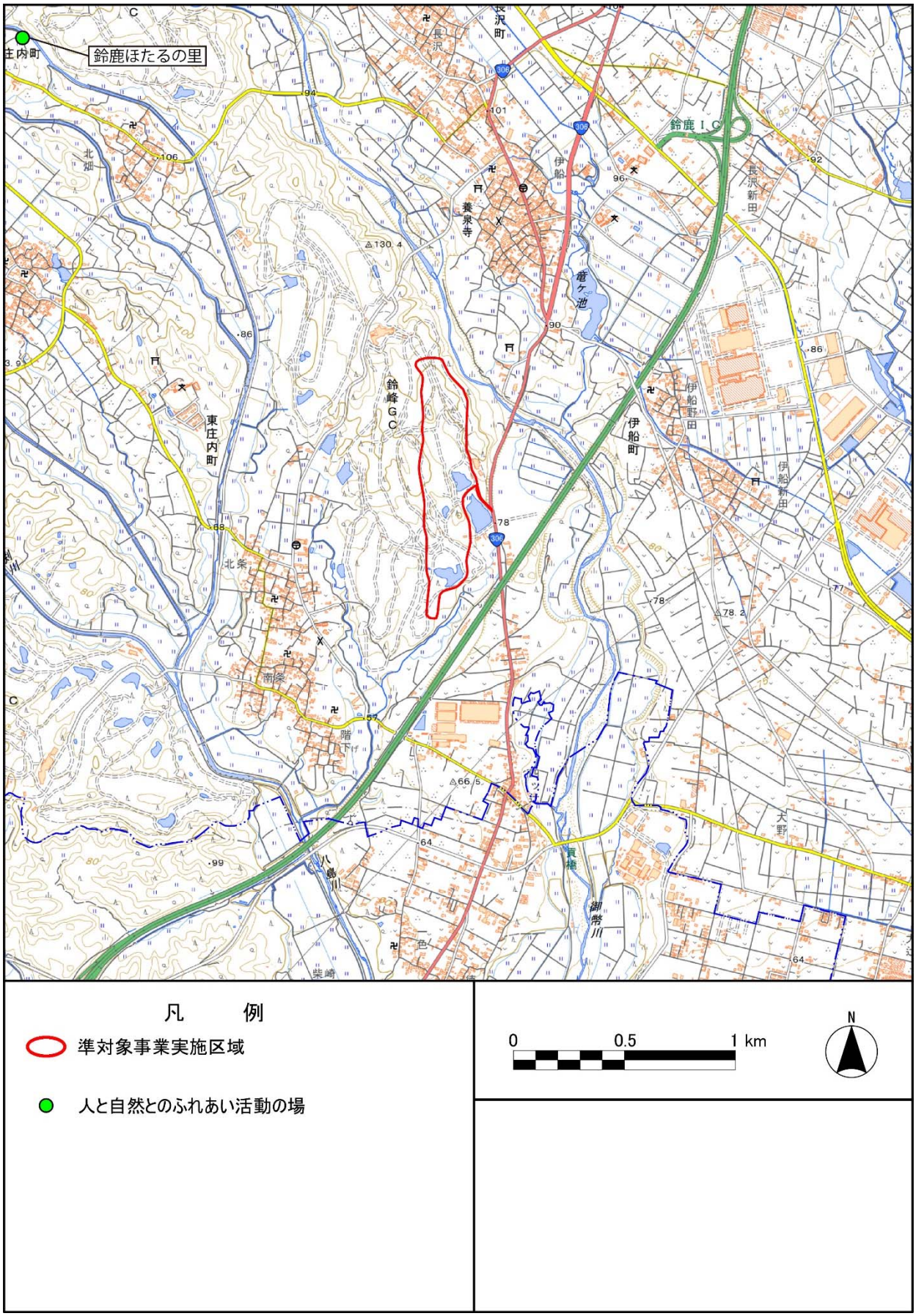

図 3.1.7-2　人と自然との触れ合いの活動の場

3.1.8　一般環境中の放射性物質の状況

三重県では 4 か所にモニタリングポストを設置し、24 時間連続で放射線空間線量が測定されている。対象事業実施区域の最寄りの測定地点は北約 8 ㎞に位置する県保健環境研究所であり、その位置は図 3.1.8-1 に示すとおりである。

令和元年度の県保健環境研究所における放射線量は表 3.1.8-1 のとおり、年平均は 0.047 μSv/h である。

表 3.1.8-1　モニタリングポストによる放射線量測定結果

単位：μSv/h

測定期間		県保健環境研究所
平成 31 年	4 月	0.046
令和元年	5 月	0.046
	6 月	0.047
	7 月	0.047
	8 月	0.046
	9 月	0.046
	10 月	0.047
	11 月	0.047
	12 月	0.047
令和 2 年	1 月	0.047
	2 月	0.047
	3 月	0.047
年平均		0.047

注１：モニタリングポスト設置高さは、地上 1m である。
注２：モニタリングポストでは空気吸収線量率 μGy/h(マイクログレイ毎時)で測定しており、出典元では環境放射線モタリング指針(原子力安全委員会)に基づき、1μGy/h(マイクログレイ毎時)=1μSv/h(マイクロシーベルト毎時)と換算し、実効線量を表示している。
出典：全国及び福島県の空間線量測定結果（原子力規制委員会ホームページ、閲覧：令和 2 年 7 月）

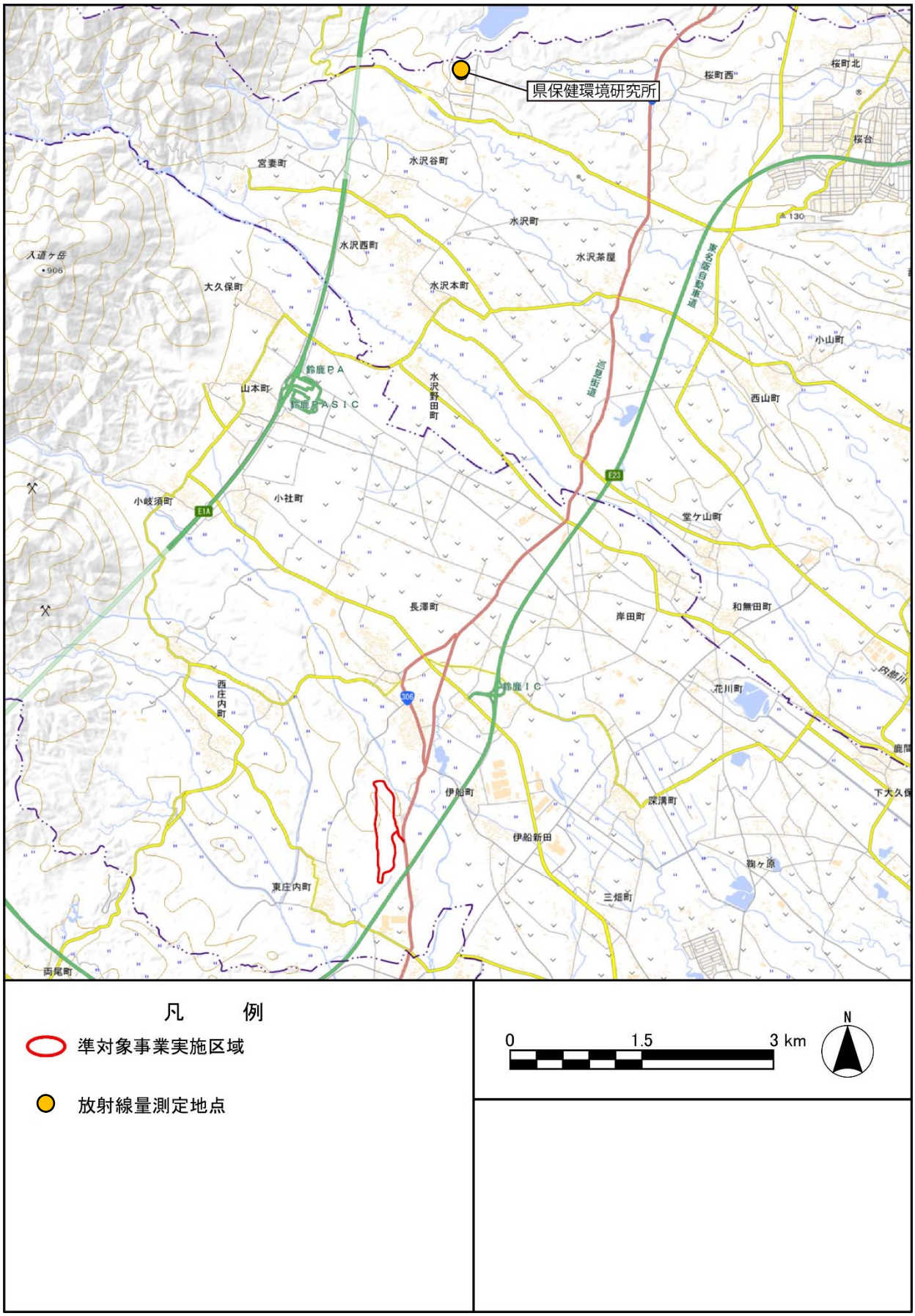

図 3.1.8-1　放射線量測定地点